商工だより

第六号

1954



巻頭言　産業大臣　愛知揆一

論談　デフレ下の中小企業対策　石井由太郎

論談　明暗の欧洲を行く　武村忠雄

隨筆　企業診断など　守谷健一

隨筆　公庫の金を借りたい中小企業の方々へ　山中眞一

時の話題　日本をめぐる国際情勢　円レートは切下げられるか

要望　中小企業緊急対策

解説　利息制限法とはガリオアとイロア

税務相談　税金は手形で納付できる　苦情相談所問答

經營　電氣を上手に使用するには　百貨店と小賣商店

放送塔　国際見本市開かれる　代金支拂の遅れる下請業者へ告ぐ

會議所の頁　商工会議所案内　続々増へる当所新会員紹介　会議所壱ヶ年のあゆみ

9月

奈良縣商工会議所編

辨天印蚊帳製造

植田蚊帳株式會社

營業所

奈良市肘塚町（カイナツカ）一一一一

電話奈良三一七三番

營業種目
食料品加工用織維品、綿織ベルト
コンベヤーベルト、醸造用研磨用袋織
其他帆布、厚織物等製造

前山厚織工業株式會社

取締役社長　前山誠逸

奈良県吉野郡下市町大字下市二九四
電話下市二〇三番（事務所）
二六一番（工場）

MANUFACTURERS & EXPORTERS
OF ALL KINDS OF
IMITATION PEARL,
SEED BEAD & OTHER
GLASS BEAD NOVELTIES.

KOYO PEARL MFG. CO.,LTD.

277 TAIMA, TAIMA-MURA
KITAKATSURAKI-GUN
NARA-PRE.,JAPAN

TELEPHOE: NAGAO 29

東亞製綱株式會社

本社及麻綱部工場

マニラロープ
捕鯨網其他

奈良県五条町
電話五条一三八・一三九番

紡績部工場

綿糸・撚糸

奈良県御所町
電話御所二七〇・五二三番

大阪営業所
大阪市南区末吉橋通四丁目
一六ノ一新橋ビル新館六階
電話船場二三七三番

北海道連絡所
函館市仲浜町二五

純フランス風
喫茶（一品料理）
食事（定食・御宴會）
是非御利用願います

商工會議所食堂

電話奈良三五三八番

御遊覽に！御観劇に！
御会合に！御慶弔に！（衛生設備完備）
多少に拘らず御用命願ひます

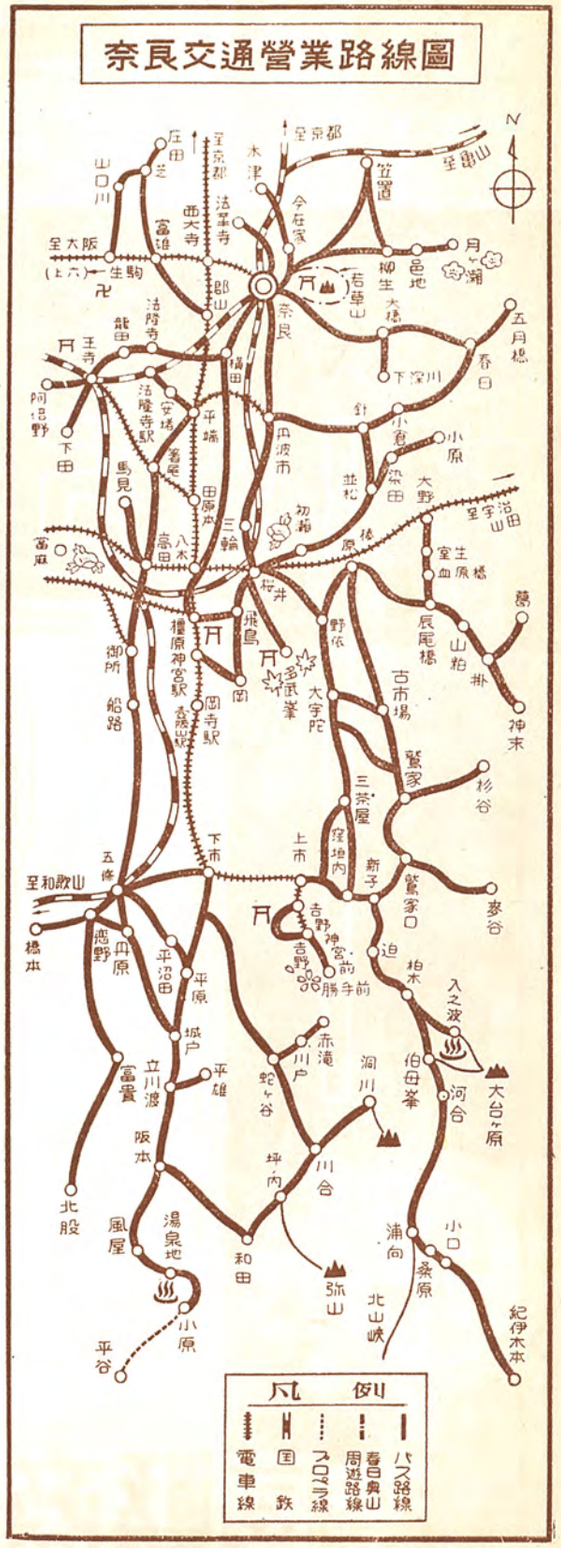
奈良駅

精宏軒の折詰!!!

奈良駅前（三条川崎町）
サンドウイツチ
奈良漬
調製

精宏軒

電話三四五九番



◎火災保險の御用命は

大和經濟俱樂部員

大阪住友海上火災保險株式會社
奈良出張所
奈良四二三八番

同和火災海上保險株式會社
奈良出張所
奈良二四九八番

東京海上火災保險株式會社
奈良營業所
奈良四一八九番
（五十音順）

株式會社 北辰電機製作所奈良工場
奈良市南京終町二〇一番地
電話 六三〇一一二

株式・公社債・貯蓄債券
江口證券奈良投資相談所
奈良市東向南町二十九番地
（但 南都銀行本店北隣）
電話 二二五〇・六二五五・六二五六番

友愛證券

奈良県磯城郡櫻井町波重
西垣林業株式會社
取締役社長 西垣愛太郎
電略「ナラサクライ」ニシリン
電話櫻井 五五五番 五五六番 五五七番 社長宅及夜間用 五五八番
名古屋営業所
名古屋市瑞穂区桃園町七番地
電話瑞穂一〇九三番

日本交通公社直營
奈良ホテル
奈良市高畑町
電話四一〇一一三

味が自慢・春日ホテルの洋食

奈良呉物
大半
本舗 奈良市西木辻町九二
電話（奈良）二三二九番



商工だより　第六号　電話(三)三一次八番

巻頭言（新商工会議所の法定台帳制度について）……デフレ下の中小企業対策……愛知揆一…一

論壇　**明暗の歐洲を行く**……企業診断など……石井由太郎…二

随筆　公庫の金を借りたい中小企業の方々へ……武村忠雄…六

時の話題　日本をめぐる國際情勢……守谷健一…一三

円レートは切り下げられるか……山中眞一…一五

要望……建議

1 中小企業緊急対策……一九
2 政局の安定を図れ……二〇
3 労働基準法の全面的改正……二〇
4 燃料動力の綜合対策……二三
5 私鉄爭議について……二三

解説

利息の制限法とは……二四
第十九国会で成立した中小企業関係法律「ガリオア」と「イロア」……二五
可燃性繊維物……二四
部会活動とは何か……二六

（税）（務）（相）（談）**税金は手形で納付できる**……二六
解散後の税金と同族会社の判定……二八
苦情相談所問答……二九
奥様でも專從者控除……三〇

工場経営　電氣を上手に使用するには……三一
重油の需給調整……三〇

商店経営　百貨店と小賣商店……三三
アイケード是非……三三
商店照明の在り方……三三

国際見本市開かれる……三四
商工業者とストライキ……二九
日米企業手をつなぐ……二五
中共向禁輸品目の解除……三三
大使館より警告……三四
代金支拂遲延にお困りの下請業者へ告ぐ……三五

うめ草　**あなたの声は**……三五
時間勵行要項……三六
電氣の常識……三六

放送塔　△編集後記……四八

会議所の頁
○商工会議所案内……三七
○続々申込まれる新加入会員御紹介……四〇
○会議所一ケ年のあゆみ……四一
○商工業者はこぞつて会議所へ……四八

巻頭言

新商工会議所の法定台帳制度について

通商産業大臣　愛知揆一

輸出を振興し、経済の自立を達成するため総合的な経済対策を実施することは、わが国刻下の急務であるが、経済自立達成の根本ともなるべき商工業の改善発達を目的とする商工会議所の任務もますます重大といわなければならない。この時に当り、昨年全面的に改正された商工会議所法の実施が軌道にのり、地域的な総合経済団体としての商工会議所の本来の性格が法制上確立され、かつ、その組織、運営等の面が著しく強化されつゝあることは、誠に意義深いことゝいうべきである。

商工会議所制度については、昨年行われた法律改正によって、幾多の根本的な改正が行われたのであるが、その最も主なものゝ一つとして、特定商工業者法定台帳制度が新設されたことがあげられる。即ち、一定規模以上の商工業者を登録した特定商工業者法定台帳を商工会議所に作成させるとゝもに、商工会議所の事業の適正、円滑な運営に資するためにこの台帳を運用すべきことが定められたのである。この制度によつて、商工会議所は、地区内の商工業者の状況、商工業の現状等を正確に把握して、商工業者各位の良き相談相手となることができ、また進んで法定台帳を運用し、商取引の紹介あつ旋等の事業活動を盛にして、地区内の商工業の改善発達をもたらすことができるものと期待されるのである。

既存の商工会議所が次々と新法による新しい商工会議所に組織変更し、以上のべたように新法の実施運営上重要な意義をもつ法定台帳の作成に着手しつゝあるので、商工業者各位におかれても、この制度の趣旨を十分御理解せられ、この制度の円滑な実施に関し積極的に協力をせられるよう切望する次第である。



墨製造業
筆
寶文堂
奈良市餅小路町
電話三三一八番
振替口座〔大阪一三七二四五番
東京一八一六四二番〕
取引銀行
三井住友銀行奈良支店
和歌山銀行奈良支店
南都銀行奈良支店
日本勧業銀行奈良支店



入木筆本舗
書家用・学校用
画家用・事務用
筆墨製造卸
草可博文堂
草可秀雄
奈良縣大和郡山市
私書函第四號
電話三六〇番
振替大阪五二八六番



論壇

デフレ下の中小企業対策

石井由太郎

中小企業庁設置法が示した中小企業政策の立脚点、目標および内容はきわめて雄渾壮大なものであつて、それは実に経済政策の根幹を貫くものといつてよい。

しかしそれは戦前において中小企業政策といわれたものと根本的な質的、次元的相異がある。それは外でもない。戦前には存在しなかつたところの独占禁止の理念、独占排除の経済秩序を前提とする点である。中小企業者の組織としての組合、金融上の諸施策、経営の指導等々において、戦前戦後を通じて中小企業政策なる名の下に行われた具体的な政策活動には極めて多くの類似点があるけれども、それはこれらを貫く理念において根本的に相異るものである。私見によれば太平洋戦争敗戦革命は三つの解放をもたらした。労働三法による労働者の解放、土地改革による農民の解放——故にたとえば今日の労働政策の多くはたとえ戦前のそれと相似たものがあるにしても、それは労働者の解放を前提とするの故に戦前の労働政策——工場法等——と根本的に異るものであり、農業政策の多くは職前戦後において形において相似ても、内質において異るところあると同様でなければならない。

かかる中小企業政策は中小企業庁設置以来どのようなものとして表れたであろうか。われわれは幾つかの実績を示すことができる。

第一に金融上において、信用保険制度の創設、その拡充改善、商工中金の充実中小企業金融公庫の創設、信用保証協会の整備、中小企業専門の金融機関としての信用金庫、相互銀行の整備等。

第二に中小企業の協同組合化の推進、共同施設を中心とする政府助成政策。中小企業安定法に基く調整組合による不況抵抗力の組織等々。

第三に中小企業に対する指導、診断等内部の経理、技術、管理等に対する改善策の推進等。

そしてこれらの政策は各々それ相應効果をあげ、個々の企業なり企業集團なり

一、これまでの中小企業政策

いわゆる中小企業政策の立脚点は何であつたか。中小企業なるものが国民構造上極めて多数であるということ。中小企業の生産しまたは配給に当り若しくは役務の形で提供するものが国民経済上において無視し得ない比重を占めていること。中小企業の生産する商品の輸出産業として重要であるということ。中小企業者という社会的階層の維持発展ということはいわゆる中間層の維持の形で階級関係の対立の中和に意味が多いということ。等々の立場から中小企業を維持し、発展させる必要があるとされた。中小企業庁設置法が、「独立した中小企業の維持および発展が民主的な経済の発展に必要であるので云々」というのはかかる立場をセン明したものといいうる。

そして、かかる立場に立つての政策の目指したところはなんであつたろうか。中小企業庁設置法はいう。中小企業者に公正な経済活動の機会を確保することではある。と……

しからばかかる立脚点に立ち、かかる目標を目指した中小企業政策の内容は如何。中小企業庁設置法はその第三条において中小企業庁の基本的役割を独占禁止法との関連において、

(イ)中小企業者に加えられる不公正な圧力の弾劾機関的職能。

(ロ)中小企業者に加えられる行政官憲による差別処遇の批判、牽制、防遏的職能。

(ハ)中小企業者に加えられる経済的実力の不当行使に対する苦情処理的職能。

の三者をあげ、これに附随するものとして金融、組合、廣報、経営指導等に関する日常的役割を明らかにしている。

これをもつてみれば、中小企業政策は全国民的立場に立脚して、国民経済の民主的な均衡ある発展を目指しての、独占の排除を中心とした自由活動機会の確保ということを内容としたものであらねばならなかつたのである。

二、その実績と評価

はそれ相應の改善なり、競争の場の確保なり、維持発展なりに寄與している。

しかしながら中小企業政策の最も重要な部分である対独占政策には何があつたであろうか。中小企業のために強大なる経済力の超過行使に対する抵抗の組織には実にみるべき政策が打ち出されていないのである。いわば、中小企業に対する助長的政策に相当の施策が打ち出されたけれども、独占の弾劾、差別待遇の排除、経済力の不当行使の批判牽制といつた方面は多く閑却され勝であつたことは忌憚のない評價であり、また率直な反省ではないかと思う。そしてこの点においてややみるべきものとしては下請企業への支拂遅延防止のために、公正取引委員会と協同して行つた活動である。これは明かに、そして顯著なる中小企業政策の基本的あり方に則した政策であつたといえると考える。

三、ゆき詰る中小企業政策

かかる中小企業政策はしかしながら、現下の経済情勢においては次第に行き詰りを感じつつある。すなわち中小企業を中小企業の枠内だけで、特殊な施設を設けることによつて、維持発展させようとする施策は次第に中小企業に対して助長的効果すら期待し得ないような事態に当面しつつある。

周知のように日本経済自身が現在異常な困難にブチ当つている。国際物價に比べて二割も三割も高いといわれる物價に端的に表われているように、朝鮮動乱後の日本経済に一言にしていえば、インフレ経済であつたわけであるが、このようなインフレ進行過程にあつたればこそ、中小企業政策は前述のような程度の内容をもつたものであつても中小企業政策としてとおつてきたのである。換言すれば、動乱の勃発およびこれを契機とした信用インフレーションの進行によつて、日本経済の中には顯著な独占的な勢力が根を下しはじめた。しかしインフレの過程中においてはその圧力が強く感じられることがなかつたので、中小企業政策は中小企業政策の根本課題を果すことに欠くところがあつても、ボロを出さずにすんできたのである。

今やこのインフレ経済修正のために、金融の引締めと財政の圧縮とを梃杆として、物價の引下げ策がとられようとしている。そして、かかる基本政策を前にしては從來とられてきたような中小企業政策では拔くべからざる壁にぶつかるのを感じる。

例えば協同組合の活動である。商工中金による融資、共同施設を中心とする生産の合理化等は勿論こんご大いに推進されねばならぬ。しかし中金融資は財政の緊縮、金融の引締めたる基本原則からして、ことには指定預金も引揚げようとする折からそう多きを望み得ない。組合の紐帶は弱化する。共同施設補助は財政逼迫の折からそう多きを望み得ない。組合の紐帶は弱化する。共同施設補助は財政逼迫の折からながら若干の増加をみたものの、予想せらるる物價引下げに対して中小企業者の均霑し得る者幾何なりやといわざるを得ない。調整組合の活動をも含めて、取引条件の協定活動等は物價引下げのアンチテーゼである。

企業内部の合理化をとつてみても同様である。租税負担において特別償却等の恵沢に浴し得ない中小企業は設備的部面の更新にまず著るしい困難がある。かりに公庫融資等で相当補い得ても、後に述べるような収益性において原料高の製品安に悩む中小企業が、かりに法人だとすれば、四二%の法人税をまるまる被ることとなり、税引後の利益で償還をすることに異常な困難がある。

中小企業安定法による調整活動にしてからが、物價の引下げ方策との矛盾にぶつかる。せめて物價引下げの方向が、国際価格より劃高なものをまず下げる。そして国際物價より劃安な物資については、国際価格までの引き上げを認めるのだという基本原則だけでも確立しているのであれば、活動に一つの目安がつくわけであるが、かかる原則すらまだ確定されていない。中小企業は手探りで歩かざるを得ない。

金融については如何。政府の中小企業金融施策はここ一両年間に相当の進展をみせた。しかし現在の日本ではすでに信用膨脹が著しすぎるとされ、金融には強力な引締め策が進められている。從來政府の中小企業金融施策の中心をなしたものは財政投資、指定預金等の形による政府資金の放出であつた。しかし信用の引締めを必要とする現在民間資金を収縮して、政府資金を増投するのでは、信用の収縮を実現できない。現に日本銀行によつて行われている金融引締め策は、決して中小企業にシワを寄せようと指向していない。むしろそれは從來ルーズにすぎた輸入金融、工業手形融資等主として大企業向の融資を絞ろうとするものである。もとより正しい。しかしこの方針がそのまま市中銀行によつて受け容れられ、中小企業向信用を収縮せず、過剰保有、超過借入を行つている大企業向融資を圧縮されることとなる手順は整つていない。むしろ逆に大企業向融資は旧來の枠を維持し、逆に絞らずもがなの中小企業向資金が引上げられる懸念が極めて濃厚である。かりに別に外貨貸九百億、輸入手形千六百億、スタンプ手形百億余の中の幾何を日本銀行に絞ぼろうとしているのが明らかでないが、これが目に見えるだけ絞られ、そのシワが市中銀行の手元で中小企業に寄せられたとなると、公庫出資の増加等はけしとんでしまうことになるわけである。

すなわち物價の引下げを狙つたデフレ

産企業が小数の大企業であり、これらの原料が国際価格より高いために、国内の有効需要または輸出品の国際市場価格を前提とすると、採算割れとなる事実は極めて廣汎な経済現象となつている。中小企業安定法の指定業種の多くはかかる産業分野であり、今日輸出不振といわれる最大の原因は直接的には当該商品のコスト高であり、より間接的には国内一般の物價高であるが、原料燃料等の基礎的部門が独占價格的高價なことにある。また日本経済それ自身がインフレ経済といわれ、国際経済から孤立、国際價格から離剥、爲替レートの弱化、国際收受の悪化等にいずれもかかる独占的なとくに基礎部門における強大な独占に禍いされて、経済は逐次弱化されつつあるのである。

しかしてかかる独占の存在は貿易および貿易政策、ことに爲替の管理政策と密接な関連をもち、金融および金融政策と不離の関係に立ち、さらに財政部面にも絡み合つて、今日の日本の経済を日一日と萎弱へと導きつつあるのである。

例えば貿易および爲替政策は一言にして云えば国内に形成されたかかる独占的企業の独占價格維持のために至大な貢献をしている。ことに輸入統制は外貨收支の改善を中心に行われているのであるけれども、意識的であるか、無意識的反対的であるかは別として、事実においてはかかる独占價格の維持作用を営んでいるのである。国内に生産さるる二次製品、三次製品の輸入は認めないという方針の貫かれる限り、原料は国際價格で一〇〇%輸入を認められていても、製品は国際價格を二割乃至三割も上廻ることとなるのである。そしてかかる基礎的原料の割高をベースとして、加工部門を形成する中小企業を主軸とする輸出産業は過重せんばかりになつているのが現状である。自給度の向上、国内資源の開発、国際收支の改善等の耳ざわりのよい政策の多くは、事実において独占を助け、中小企業の桎梏となつているのである。

目を轉じて金融をみよう。かつて行われた金融資本論的既成概念や公式を全然拔きにしてみても、今日の金融の大企業への集中は甚しく、これが集積して、日本経済を蝕む最大の弊病たるオーバーローンを形成している。オーバーローンは、独占的大企業による流動資産のオーバーホールデインと形影相却するものであるが、かかるオーバーホールデイングは要するに、高價維持のための滯貨保有か、利鞘稼ぎのための投資を目指したものであり、現にしかるのである。大藏省法人企業統計によつてみるも同一業種ながら資本額の多くなるほど賣上と対比してみて資産保有高が多く、借入依存度が高い。銀行局の年報によるも、二十七年度においてすでに銀行の自己資本の一〇〇%を超える集中融資額は全貸出の三〇%におよんでいるとされる。金融引締めに企業の側からみても、銀行の側からみても、かかる超過保有、かかる超過貸はそのままとされて、中小企業向融資が引締められ、さらでだにかつかつの金融枠は減少し、投資高買いの境地に追い込まれる反面、独占的大企業は金融的にも、取引價格面でもより優位に立つこととなるであろう。

さらに財政的租税政策的にも大企業の独占的地位の向上推進が計られつつあるのを指摘せざるを得ない。

租税特別措置法や企業合理化促進法にみられる幾多の資本蓄積促進策は事実上において大企業を利するのみである。各種の特別償却制度はその價格、性能等からみて中小企業にとつては高嶺の花である。退職積立金や貸倒準備金の損金算入制度等も利益あつてのことであつて、輸入爲替統制と事実上のカルテルによつて、独占利潤を得ている企業だけしかこれをなしえない。そしてかかる特免制度によつて大企業の租税負担が減つただけ、中小企業はこれを被つているわけである。

五、経済政策を轉換せよ

以上わたくしは日本経済今日の困難の原因も、中小企業が成りたたない原因もその最大なものは巨大な独占の存在にあるとした。事実独占は自由主義、資本主義を前提とした経済の均衡的発展をさまたげ、経済の成長率や雇用の増加を妨げているのである。高物價も輸出不振も、失業も、金融難も、中小企業不振もあげてこれを独占の成長に帰することができるであろう。

そしてかかる独占の成長は日本経済の正常化のおくれていることおよび正常化を早めんとする政策のとられていないことに基く金利の法定、爲替レートの法定、輸入爲替の高度の統制、オーバーローン、二重價格、租税負担の不公平等々はその現象形態である。

さて、政府はかかる現象形態のうち、物價高とオーバーローンをとらえて、財政圧縮、金融引締めを行わんとしている。本当の実態である独占の排除へ向う一歩前進であるが、事態の正視に基くや否や、不況カルテルは認めずという程度の態度であるところから察して、さらには金融引締めのシワを中小企業に寄せないための具体的措置が打ち出されたいところからみて、また事態の実相をみていないのではないであろうか。

物價高を解消し、オーバーローンを正しく解決し、三六〇円レートを経済の実勢によつて維持し、爲替の自由化を推進し、租税負担を公正にする等の政策がこれから本筋に入るべき時期にきている。そしてこれは現に日本経済の重圧となつている独占の徹底的排除なくしては行われがたい。そして中小企業政策もかかる大きな経済政策の中においてのみその效果を期待し得る段階はすでにきているように思われる。

こんごの経済政策の基本は三六〇円レートを爲替統制等の非能率的、恣意的手段によつてではなく国内経済の実勢によつて維持することにおかれなくてはならない。そして当面貿易、産業、財政および金融上において、次の諸施策を行うことを内容とすべきである。すなわち

一、貿易爲替政策上は、内外の物價の平衡、ことに国際的に割高な大企業生産の基礎資材の價格を引下げるための輸入制限の大巾緩和、輸出原材料の高價格よりの解放、二重投資を抑制するための製品輸入。

二、産業政策としては潜在および顯在のカルテルの弾圧。二重價格、不公正な系列化、経済実力の過当行使等の取締等独禁法の弾力性ある活用。

三、一層の徹底せる財政の圧縮、各種特免制度の廃止を中心とする租税負担の公平化、勤労所得、事業所得、法人所得に対する税負担の均衡化、都市と農村との財政負担および支出受益の公正化。

四、金融政策としては超過貸等大口融資の規正、預貯金および日銀貸出金利を含む金利の引上げ。

そしてかかるまともな経済政策のとられる中において、中小企業はその活路を見出すのである。換言すれば、中小企業の安定と振興とはかかる大きな経済政策の中に求めらるべきである。

六、具体的には

以上のような見地に立つた中小企業対策を打ち出すことは、しかしながら、多く抵抗にぶつかることを前提とし、かつ辛棒強く時間をかけて行わなければならない。しかし現実に次のように幾つかの道標が打ち立てられつつある。

一、集中融資の排除について、五月六日付で銀行局長から発せられた金融機関への通達は、銀行の一部企業への集中融資を警めている。これは銀行の公共性、預金の安全性等銀行業務の正常化の要請に発しているところでもあるが、同時に金融引締政策の下において、市中銀行資金を中小企業向に確保する意図にも即應し得るわけであつて、これが銀行檢査等を通じて励行されれば、信用收縮の過程において中小企業融資の促進に役立つこと多いと思われる。中小企業金融対策としては画期的な意味をもつと思われる。

二、金融機関の中小企業向融資に対する貸倒準備金の損金算入限度の引上げ。インフレ下であれば中小企業融資を確保するためには日銀による別枠の設定とか、指定預金の増加等が常識的であつたが、デフレ下ではこれが許されないこと前述のとおりである。ここをもつて、市中銀行の融資を中小企業的に誘因するための措置としてとられたものであつて、前段の銀行局長通達と符節を合した対策であつて、デフレ下における正しい中小企業金融の促進手段である。

三、租税面においては、青色申告者に妻を家族專從者に認めたことは事業所得、給與所得、法人所得の均衡化を狙つたものであり、地方税中法人事業税において法人の小額所得に減率したことは、大法人と中小法人の負担の均衡化を部分的に実現したものである。

四、加工貿易方式の拡充、本年度上期予算において加工貿易用原料の輸入外貨を大巾に増加して、中小企業を中軸とする輸出産業を原料高より解放することとした。これは輸入爲替管理の緩和の一局面であり、同時に間接的に国内物價高の解消をも実現せんとしているものであつて、保税工場制度の簡素化と相当並んで中小企業対策としての意味は大きい。

五、下請代金支拂基準の設定、三月末公正取引委員会は機械、造船、武器等下請に依存すること多き業種の下請代金の支拂基準を発表した。下請と親企業との間の公正取引を維持し、不公正取引を弾圧せんとするものであつて、独禁法の運用を通じて中小企業者の保護を行わんとするところに意味は大きい。

（前中小企業庁振興部長）

（本稿は中小企業情報第六巻第七号より轉載）

論壇

◎明暗の欧洲を行く

武村忠雄

米ソの原子力兵器を中心とする軍事力がバランスするに従つて、このバランスの上に次第に両陣営に属する国々の自主的外交発言権が強くなつてきた。このことを端的に示すものは、六月二十五日から二十八日にかけ、時を同じくして開かれた米英会談における英の自主的主張と、ニューデリーにおける周、ネール会談におけるアジア平和地域建設提案である。

いまやアメリカの力の外交に対する批判はアメリカ陣営諸国内で強まりつつある。この点から最近アメリカ識者の間にも外国の対米批判を素直に聴こうとする動きが強くなつてきている。その一つとしての「ヨーロッパの声を聞くためのアメリカ調査団」に同行し、欧洲各地を旅行された同志社大学社会学科教授嶋田啓一郎氏の貴重な報告をここにお送りします。これによつて西欧の有名な政治指導者達がいかなる対米観をいだいているかがはつきりつかみ得ると同時に、われわれはいかにすべきかについても非常な示唆が与えられると思う。（日本経済復興協会専務理事）

一、まえがき

最近、アメリカの世界政策に対する欧洲側からの批判が厳しくなつて参りましたので、ヨーロッパの声に耳を傾けようとする政治家、大学指導者、実業家たちの調査団が、欧洲に出発致しました。幸いに私もその調査団の一員として参加し、主な国々の実情をみ、指導者達の意見を聞くことができました。皆様には外国事情の話は既に食傷気味かと存じますが、私のこの特殊な経験が少しでも御参考になれば仕合せに存じます。

この対米与論調査団（American Mission to hear the voices of Europe）は、元エール大学教授シャーウッド・エデイ博士を団長に政治家、大学の指導者、実業家など四十名を網羅した民間の団体であります。エデイ博士は今年八十二才ですが、非常に若々しい性格の持主で、米ソは和解しなければならない、それには相互に理解し合うことが必要だとの信念のもとに、前後十五回もソ連に行つたことのある人です。今次の訪欧の目的は、現在アメリカの世界政策がヨーロッパでかなり批判的に迎えられているので、その実情を調査し、アメリカ国内に知らせ、米国人の正しい欧洲理解の一助にすることでありました。アメリカにもかゝる良心的な人たちが多く居り、決してマツカーシーの一統ばかりではないことを知つていただきたい。

二、イギリス

このたび中共では前首相アトリー氏を招待するとのことであります。彼のような一流の政治家を是非日本にも招き、わが国の政治にたずさわる人々にも直接彼の話を聞いてもらつたならば、朝野の見解は一新されるのではないかと思います。以下はアトリー氏との会談において、学んだこと。

アトリー氏曰く、アメリカからの訪問者は、英国人の彼等に接する態度が非常に厳しいのに驚き、かつ不満を訴える。しかしその理由の第一は、かつて英国が占めていた世界的地位をアメリカに奪われたと感することからうまれる憤懣とジエラシーであり、第二はアメリカ人は金をもつが未だ尊敬すべき文化をもたぬ、

という気持である。このような解釈は必ずしも正当とはいえないが、現在の英国人の偽らぬ感情なのである。これから英国人と会われる場合に不快を感じられることが時々起ると思われるが、その折には理解と寛容の徳を発揮されたいと。かゝる国民的感情が一般に存在していることは、我々が英国を旅行中、屢々感じることができたのであります。

アトリー氏は申します。諸君はスターリン時代のソ連を控えた西ヨーロッパではなく、マレンコフ統治下のソ連を控えた西ヨーロッパに来られたのであるが、そのことの意味は重大である。スターリンはレーニンの一国社会主義革命論に組し、トロツキーの世界革命論を葬り去つた。彼の目標は一国社会主義革命の完遂である。それには周囲の資本主義国の侵入を防禦するに足る膨大な軍備が必要だ。唯に社会主義達成の必要のみならず、軍備の充実のためには、重工業中心に国家経済を組織し、消費財の生産を最少限に切りつめ、国民の生活水準の向上や民生の安定を犠牲にしなければならぬ。これは耐乏辛苦の国民の一部に共産主義への疑問を生み、やがて反革命へと発展する危険をも伴うであろう。これを未然に防ぐためには、ジダーノフ・ベリア・ライン――前者が思想を統制し、後者が秘密警察機構を駆使する――がスターリン政策の手足として活躍し、一応の成功を収めた。しかし如何に強力な独裁政権でも、強権のみで永久に民衆を圧服することはできない。そこで国内の経済体制を崩さずに消費物資を供給する手段として、衛星諸国の獲得が行われた。これがスターリン時代のソ連膨脹政策の真因である。しかしその当時でも、ソ連は常に受身の立場で、必ずしも英国を侵略するとは考えられなかつた。しかし基本線が膨脹政策である以上、侵略の危険は絶無とは云えないので、労仂党内閣時代にも、軍備の充実は怠らなかつた。

ところがマレンコフの登場とともに、事情は一変する。マレンコフの政治感覚から言えば、ソ連には消費財を充実すべき時期が来ている。それが共産党政権の安定を約束するものであると考えられている。スターリン逝去の直後、クレムリン内部で後継者問題が大いに論争されたであろうが、結局マレンコフに落着いたのは決して偶然ではない。彼はベリアを斥け、過去の重工業中心主義を修正し、消費財生産の急激な増強を目論んでいる。これはソ連の与論に応えるわけで、生活水準の向上と国民にできるだけ多くの自由を与えることにより物心両面から民心を掌握し、新政権の基盤を固めようとしている。かゝる事態の進展は戦争の危機を遠のかせた。だがその反面西欧にとつては別の脅威が現われた。それは共産圏における急速な生活水準の向上と、労仂者の地位の改善である。ソ連が現在の計画を予定通り遂行するならば、ソ連の生活水準は年を経るにつれて西欧をオーバーする可能性がある。われ〳〵が如何に国民に民主主義の功徳を説いても、共産圏の生活の方がよくては国民は所詮ソ連体制に心惹かれるであろう。生活水準の向上と労仂者の地位の改善こそ今後の西欧政治の課題であり、この成否が西欧民主主義の死活を決するものとなるであろう。アメリカの対ソ封じ込め政策はかゝる新事態への十分な対策とはなり難く、生活水準引上げ競争からくる圧力は軍備のみで防げるものではない。アメリカは、西欧諸国の生活水準向上のために、もつと富を有効に使うべきである。

「日本をどう考えているか?」との私の質問に対し、アトリー党首はこう答える。

「日本については、私はよく知らないが、遠くからみていると日本は〝危険な路〟を歩いているようだ。この路を回避するには

(一)、労資協力して生産を高め、分配をより多くかつ公平にしなければならぬ。それには労仂者に多く仂けば多く与えられるホープフルな制度を整え、労仂者の生活と国家経済が歩調を合せて向上する連帯性を強め、労仂者にも責任を分担させねばならぬ。その具体策として、労資とも従来の団体協約に対する考え方を更新し、分配を収益にスライドさせるものとしなければならぬ。私は切に、日本の労仂組合が英国労仂組合の歩んできた道を歩むことをお奨めする。

(二)、次に社会保障をもつと大巾に実施すべきである。英国は現在全予算四十五億ポンドのうち軍備に三五%、社会保障費に一八%を費している。敗戦国日本の社会事情ではより以上必要に違いないから、充実した

社会保障制度を確立すべきだ。」と。

（ちなみに各国の社会保障費と軍備費の全予算に占める割合は次の通り、単位＝％）

国名	社会保障費	軍備費
ニュージーランド	四三・〇	七・〇
西ドイツ	三七・〇	三七・〇
スエーデン	三二・〇	一八・〇
イギリス	一八・〇	三五・〇
アメリカ	一七・〇	四六・〇
フランス	一五・〇	三八・〇
日本	九・六	二二・六

また労仂党の指導者で、戦時内閣の無任所大臣を勤め、社会保障計画の推進者ともなつたグリーンウツド氏は、英国の労仂運動について次のように語つた。"英国の労仂運動は、第一次大戦後と第二次大戦後とでは大きな変化を示している。第一次大戦後には〝焼かれたケーキを如何に分配するか？〟が問題であつた。そのため労資の対立が激しく、ストライキが頻発し、三年間に一億五千万労仂日を失つた。しかるに今次大戦後は〝いかにして大きなケーキを焼きそれを如何に分配するか？〟に進歩した。しかもこの方針は、終戦時の労仂党内閣成立により順調に進行し、労資の紛争は激減し、同じ三年間にストライキによつてたゞの七百万労仂日を失つたに過ぎない。」

同じく労仂党の領袖で、食糧大臣から社会保険大臣になつたサマスキル夫人は、社会保障制度が行われてから英国人は仂かなくなつたのではないか、との質問に対し、「社会保障制度ができた結果、英国の労仂者は怠け者になつたといわれるが、それはとんでもない間違いです。英国の労仂者は今迄仂き過ぎていたことを御存じだろうか。社会保障制度が英国産業にとつてマイナスではない証拠に、労仂生産性が現実に上つているではありませんか。労仂者が昼間から映画館の前に行列しているというが、労仂者が映画をみて何がいけないのだろう？」と答えるのでありました。

このような現状にある英国の労仂組合は、政府が特に労仂者に不利な決定をせぬ限り、生産増強の呼び掛けに協力を惜しまない。何故なら多く生産することは多く与えられることを意味するからである。この方式には、労仂党左派の闘将ベヴン氏も賛成している。

それ故に戦後英国労仂組合は名目賃金の上昇よりも実質講買力の増大を要求してきた。現実には物価の上昇率二二九に対し賃金のそれは一八〇で、実質賃金も必ずしもよくはないが、日常生活必需品が低価格に抑えられているので、物価は非常に安いという印象を受けたのであります。

最後にさきにフェビアン協会総裁をつとめたオツクスフオードのC・D・H・コール教授との一問一答を御紹介しましょう。私は彼の著述等から受けた印象で、温厚篤実の士の風貌を想像していたが、うつゝにみるコール氏はかなり激しい性格の人のように見受けられた。彼は臆するところなく言う。何でも手軽にダイジエストし、人生の重大問題もテレビをみれば手軽に解つたような気になる飲み食いとテレビのアメリカは、怖るべき文化の頽廃国である。丁度匈奴の軍隊がヨーロッパを席捲し暗黒時代をもたらしたと同様に、アメリカはヨーロッパにとつて、テリブル・カントリーである、と。

そこで調査団の一人が質問した。

「現在米ソが対立しているが、もし戦争になつた場合、貴方はどちらが勝つことを望みますか？」

「私はアメリカの大敗北を願う。」

「アメリカが敗北したら英国はソ連に侵略される危険を感じないか？」

「現在ソ連が英国を侵略できる国際情勢にない。たゞ英国の生産力を利用しようとして、衛星国に対するような政治的支配力をもとうと欲することはあろう。しかし英国人の民主主義は既に民族の血肉と化しているので、真のレジスタンスが行われ一党専制式の政治は、英国では必ず失敗に終るだろう。もしこれに成功する政治家がいるとしたなら、それは驚くべき政治の達人である。英国が将来も世界の政治舞台で優秀な地位を保つためには、徹底した社会主義政策の実施を急がなければならぬ。そうしなければソ連に追い付かれ、追い越されるだろう。ただソ連が秘密警察の手を用いながらやつたことを、われ〳〵は民主的にやらなければならぬから一そう困難である。

また、私がフェビアン協会を辞したのは、フェビアン協会の漸進的改良主義が既にその歴史的使命を終り、現在の英国では進歩の障害になつているからだ。」

「貴方がアメリカ人であつたら、米国に於いて何をなされますか？」

「自由の国英国へ移民します。」

「貴方にもし英国政府が査証を与えなかつたらどうしますか？」

「自由の国英国へ脱走します。」

彼はアメリカに対しては、徹底的な皮肉屋である。

コール教授の思想が急進化していることは驚かされましたが、そこにも西欧の緊迫化した情勢が鋭く反映しているのを感じないではいられませんでした。アメリカ人の前でアメリカ人を遠慮なく批判できる気風に羨望を感ずるのは、ひとり私のみでありましようか。

三、西ドイツ

倒されるれども亡びず、せん方尽くれども希望を失わぬ不抜の魂を恵まれた民族ドイツ人は、苦難を人生の糧とするが如くに、戦禍のなかから立ちあがつて、労資一体となつての再建運動を推進しておりますが、その中心に立つ剛毅の宰相アデナウアー、彼を助けてドイツの奇蹟と言われる経済改革をなしとげた磊落の経済大臣エルハルトの辛苦の物語を聴くべく、われらの辿りきたのはラインのほとりの小都ボン市。

アデナウアーの抱つて立つ政党は、カトリツク政党たるキリスト教民主同盟。共産主義打倒を建前とする羅馬法王の指導下にある政治家として、アデナウアーの政治的立場は当然保守的であります。にも拘らず、彼は世にありきたりの単なる「赤嫌い」の如き、一面的な反動政治家なのではなく、国内をソ連勢力圏と分断せられた現代ドイツの思想的悩みを背負う政治家として、将来のドイツを見透す進歩的側面を併せもつているのです。

曰く「われらが共産主義に対抗するのには、方法がある。それは国民に共産党以上のよきものを与えることだ。共産圏と境を接しているのみでなく、絶えず東ドイツから多くの人々の流れ込んでいる西ドイツでは、共産党以上のよきものが与えられなければ、政治は敗北するより他はない。」

それはソ連の経済的進展に対する深い思慮から、国民の生活水準の上昇を政治の第一義と考えるアトリー英国労仂党首の立場と軌を同うする。

西ドイツへ入つて先づ気付くことは、国民にみなぎる新建設国の活気であり、殊に労仂者たちの望みに満ちた雰囲気であります。政治が国民にゆく手の目標を示し、勤労が将来の復興ドイツにぢかに結びつくと感ぜられるとき、今日の辛苦にこゝろは急ぐ。生産活動が旺盛で、生産コストの低い製品が国境を出てゆくのは、資本蓄積が順調に進行し、また労資の提携がストライキの憂いを克服しているからである。アデナウアーが西ドイツの資本主義経済に与えた根本的修正の意味は重大である。

こゝではもはや純然たる資本制企業の場合のごとくに資本が労仂力を雇傭し、資本の一方的利害を中心に経営が推進されるのではなく、社会有用の経営のために資本と労仂とが対等の地位において、不可欠の生産要素として参加するのである。石炭・鉄鋼業などの大企業に対する「共同決定法」その他の企業に対する「経営組織法」は、企業の最高経営方針を決定する監査役会に労仂者をも対等に参加せしめ、これによつて労仂者は経営の内容を熟知し、資本家は労仂者の不満をよく知り得て、業績の向上に対す双方の連帯意識を強化することになり、経営実績に見合う給与の保証は、労仂者を不当な要求やストライキに誘惑する機会を少なからしめている。こゝに資本が労仂と対等の地位を保つ点は、もとより社会主義とは相去ること遠いものがあるけれども、アデナウアーが資本に対する労仂の地位を著しく高めたことは、労仂者の精神環境にとつては一大革新を意味する。未だ新しい試みの段階を脱しないけれども、この新しい労仂環境を無視しては、エルハルトの自由経済政策の成功は正しく理解されない。

アデナウアー政府が、社会保障に国費の三七％、即ちニュージーランドに次ぐ高率の財政支出を敢行していることは、西独的労仂環境をさらに好転せしめるものとなつている。均しく敗戦国でありながら、日本の社会保障費が最近の軍人遺家族援護費を入れても、現財政支出の一〇％に満たない低位に止るのは、ただに日本の経済的実力の貧困に原因するのみではなく、日本政府の政治的感覚の欠如そのものにこそ、その真因を求めなければならないのであります。

日本についての印象を語るエルハルト経済相の言葉は教訓的でありました。

「連合軍は西ドイツ進駐とともに、ヒツトラー的世界観の克服に向つて

教育制度の徹底的改革を要求したが、われらは西ドイツの実状に即して大学の改造を行わなかつた。貧困な経済事情で大学を急に増設するがごときは、当然質の低下を齎らす。然るに日本では四百からの大学を急設したというではないか。われらはマーシャル・プランのつけているひもも、ドイツの立場から断つべきものは断つてきた。然るに日本ではひものついていないところにさえひもをつける傾向がありはしないだろうか。」

英国でも西ドイツでも、米国人に対するかれらの臆せぬ自主的態度は、見るからにこちよきものでありましたが、顧みて日本の「好きとなつたらアバタもエクボ」「坊主憎けりや袈裟まで憎い」式の非自主的な、無定見な迎合精神を想い、胸抉らるゝ思いがするのでありました。

四、ユーゴースラヴィア

私のこの度の旅行でみた唯一の共産主義国ユーゴスラヴィア――その意味でこの国の旅は私にとつて興味深いものでありました。

人口一、六〇〇万、国土十万平方哩、欧洲一のボーキサイト、鉛、アンチモニー、欧洲第二の銅、亜鉛の資源をもちながら、この殆ど凡てを英仏資本に抑えられ自らは東欧の貧しい農業国に止つたこの国は、今次大戦中に百七十万の戦死者、同数の負傷者、三百五十万の罹災者、また二十八万九千の工場、鉄道の五〇%、牛の五五%、葡萄畑の三八%というように手痛い打撃を蒙りつゝ、ナチス軍隊に対するパルチザン戦に成功して、共産主義国を建設したのである。しかも試練はそれのみに終らなかつた。一九四八年には、建国の支柱ともたのむスターリン政権との紛争から、処もところユーゴーの首都ベオグラードにその本部を置く世界共産党組織コミンフォルムから、脱退の余儀なき事情に追込まれた。それはソ連圏諸国の鉄の包囲のなかで行われた大旋回であり、現在のユーゴースラヴィアは、不可避の軍備の重圧に堪えながら、貧しい農業国から天然資源を活用する工業国への転換を目指す極めて困難な建設過程を闘いつゝある「冒険的実験」の国であります。

アドリア海の真珠ともいうべき風光明眉の小島ブリオニにチトー大統領を訪ねた時、話はたまたま彼のコミンフォルム離脱の原因に及んだ。精悍なひとみを、夢みる人のごとく輝かせながら、彼は真の原因をこう語り聞かせるのでありました。

第一はマルクス主義の理解そのものにかゝわる。自分たちが歩む道はマルクス・レーニン主義のオーソドックスである。マルクス、従つてわれらにとつて、人間、それも自由な人間こそ一切の目標である。最も早く、然し能うるかぎり自由でデモクラティツクな方法で、個人と社会のためのより良き生活を創造することが、われらの行動の目的である。マルクスは共産社会を「自由人の結合」と規定したのではなかつたか。然るにソ連では人間は数量であり、人民は党指導者層の全命令に従順に服従すべき、色彩なき大衆として扱われている。スターリン民主主義が、権力の集中化によつて官僚主義的専制主義の線を歩みつゝあるのに対して、われらの共産主義は、経済・文化の全分野に、権力の分散化と非官僚主義とを必要とみとめた。

第二は国家間殊に大小国家の関係に関する根本的見解の相違である。われらは凡ての国の平等また各国の自由な発展の権利を認め、従つて如何なる国も他国の内政に干渉する権利をもたぬと信ずる。然るにソ連は大国として外国の内政に干渉する権利をもつとの見解を捨てない。ソ連とユーゴーとの経済提携においても、凡ての交渉がソ連本位に押し進められ、結果は民族の民族に対する搾取という悲しむべき事実を造り出したのである。

これが、ユーゴースラヴィアのコミンフォルム脱退に関するチトー大統領の言分であります。ソヴェト圏からの強圧に抗しつゝ、この小国が斯くも大胆な方向転換を行つたことは、「世紀のスペクタクル」とも言うべきものでありましたが、このことは当然、国民に対する鉄の統制を必要と致します。国内到るところの店舗には、チトー元師の写真が飾られ、また自由選挙制にしても、チトー大統領に対する反対投票には、別箇のパロツト・ボツクスを用いる方法をとつているところなど、国外からの訪問者にはいかにも共産主義国にふさわしい思想的独裁を象徴するものと感ぜられるでありましょう。

にもかゝわらず、労働者たちの生活態度には、資本主義諸国にはみられない異常な活気が感じられました

ことは、凡ての問題に「事実」を出発点として、事柄の真相を見究めようとする私には、看過することの出来ない関心事でありました。私たちはベオグラード郊外の鉄工場「ゼレズニーク」をはじめ、幾つかの工場を訪ねて、労働者たちとの懇話会の機会をもちましたが、そこでは日本の労働者たちに接する時に感ずるものとは著しく異る労働歓喜と、かれらの労働のゆく手にひろがるものへの労働者たちの異常なまぼろしとを感じさせられるのでありました。凡ての工場は、直接の官僚統制システムではなく、労働組合の自主的管理方式をとり、かれらの労働能率の上下は直ちにかれらの分配に反映する方法をとつておりますから、日毎の労働は直接にかれらの生活水準の上昇と、ユーゴースラヴィアの社会主義建設とにつながるものとして、労働者たちに特別の働き甲斐を意識せしめずには措かないのであります。いつ如何なる国においても、労働者たちに自己の勤労に大きなまぼろしを抱かしめ得ぬ政治は、失敗の政治と申さねばなりません。私たちの国は、省みて改めるべきところ多きもののあることを感ずるのであります。

五、スエーデン

巡り来た幾多の国々のなかでどの国がよかつたかという問に対する答えはむづかしい。いづれの国々にも一長一短の明暗相があるからであります。そのなかにも比較的バランスのとれた国は、この平凡なうちに国民の知的・物質的水準を高めてきたスエーデンであります。

スエーデンを理解する鍵は、三つある。第一はスエーデンがプロテスタントのなかのルツテル派を国教としていること。第二は大衆の政党としての社会民主党が二十幾年に亘つて政権を掌握し、スカンヂナヴィア社会主義という独特の現実主義的政治を築きつゝあること。第三は協同組合運動が著しく発展して、独占資本を制約し得る段階にまで到達し、国民生活の合理化と芸術化のための民主的自治活動を展開しつゝあること。

幼稚園から大学に至るまで、凡ての学園が一貫して宗教教育を行つていることは、この国の国民性に根深く人間尊重の人格主義を植附け、一種独得の精神的雰囲気を築き上げてきました。第二次大戦後のヨーロツパを風靡する頽廃主義は、この中立国スエーデンをも揺すぶつている。にもかゝわらず、人間同志を大切にし合う社会的気風は崩れない。そこにスエーデンの政治と経済の基本線が貫いているのです。

スエーデンの社会民主主義者たちに、漸進主義を特徴とする英国社会主義をすら、「観念的」であると批評する。スエーデンには現在三つの型の経済が並行的に進みつゝある。一つは純然たる資本主義的民間企業、一つは政府の資本的参加をみる半官・半民的企業、今一つは協同組合経営事業体。而してこの国の社会指導者たちの見解では、これら三者のいづれにもせよ現実に最良品を最低価に、しかも最も高い賃金を支払い得る経営体が、明日の存在を約束されているものとしています。国民全体の生活福祉を中心に、事実を基礎として事柄を判断し、イデオロギーへの偏向を避けようと努力する態度は、この国の民主主義政治の特質をなしているのです。

社会保障に国費の三分の一を注いでいるこの国では、幼児や老人に対する世話が実によく行きとどいています。犯罪者は、日本では七人に一人の割合というのに、スエーデンでは僅かに〇・〇四%で、兇悪犯は皆無の有様。人間を大切にする気風が社会に満ちあふれ、政治を動かす原動力となつているこの国では同じ人間でありながら、国民が日本とは全く違つた取扱いを受けているのです。戦争が済んで既に九年、しかも大戦に参加しなかつた中立国スエーデンでは、都市のショツピング・センターは未だ改築を許されず、新しく建設されてるのは労働者中心の住宅街と工場のみであります。簡素と能率化を旨とするいわゆるスエーデン・スタイルの生活を築きつゝある協同組合運動は、利潤追求経済の胎内に、既に別箇の経済体制を推進せしめているのです。協同組合は、人口僅かに七百三万のこの国では、低コストを実現するに十分な大量生産規模をもち得ぬと知るや、ただちに国境を越えて、フインランド、ノルウエー、デンマーク、アイスランドの諸国と提携し、スカンヂナヴィア国際協同組合を結成し、堂々たる大工場を経営して、利潤抜きの経済という新目標に進みつゝあります。こゝでは志操は高く、行動は低きより

出発する現実主義者たちが、驚くべき事業を事もなげに無造作に進めつゝあるのです。

六、むすび

幾つかの国をこゝに御紹介致しまして、私らがこゝに強調せずには居れませぬことは、それぞれの国が、世界の発展動向を洞察しながら、国民の生活水準の向上に格別の努力を傾倒しつゝあるその事実であります。戦後の精神的頽廃の危険と闘いつゝ、国民に国の将来に望みを見出さしめて、日毎の勤労にまぼろしを抱かしめているその事実であります。

わが愛する祖国日本を凝視する今、憂国の念止み難きを申し上げずしては、私はこの話を終ることは出来ません。街に歩む人々の眼には、祖国の前途を信ずる強いまぼろしの光はさらに見受けられません。それにもまして憂うべきは、工場や野辺に仂く労仂者・農民たちが自己の労仂に、日本の運命を想う熱意と祈願を籠める術を見失つていることであります。仂くものが自己の労仂に社会的使命と人間的歓喜を見失わしめられた社会、それはその国が破滅に向いつゝあることを物語つています。私は、日本がこの歴史的危機を突破し得るためには、資本家をも労仂者・農民をも覚醒せしめる一大国民運動が興らねばならぬと信ずる者であります。而してその革新運動の先頭に立つて、先ず自らを反省し、新生活運動に力を投ずる人々が、ほかならぬこゝに居らるゝ皆様であつて頂きたいと切に願わないではいられないのであります。

――了――

（本稿は去る六月、日本経済復興協会において講演されたものの速記に、講師が若干加筆訂正したものであります。）（日本経済復興協会情報集第九九号より）



時の話題

◎円レートは切下げられるか

1　ポンドとマルクの相場が最近、非常に強調である。英独当局者最近の言動からみて、夫々、ドルとの交換性回復が近いと推定され、早ければ、この秋頃実現するのではないかと伝えられる。若し、そうなれば日本もこれに対応して、円レートに何等かの手を打たねばならなくなろう。

2　また、最近のIMFの態度は従来のレート堅持の方針を可成り緩和した模様だと判断される。と云うのは、四月に行われたメキシコのペソの大巾切下げ（三〇％強切下げ）は、その証拠である。

3　特需は、本年度当初の予想額七億二千万ドルを期待出来ず、せいぜい五億ドル内外と見込まれるに至つた。従つて、最近、通常貿易でやゝバランスの好転傾向が見えるものの国際収支の赤字は依然強いとみねばならぬ。

一方、保有外貨は年初来毎月のように減少して、四月末には、七億八千万ドルになつた。しかも、その中にインドネシア及韓国に対する不良債権一億七千万ドル等が含まれているから、正味保有外貨は六億ドル程度である。しかるに、日本が貿易するためには通常運転資金として四～五億ドルの外貨を必要とする。

4　更に、先般、造船工業会等から円レート切下陳情書を受けた政府当局も、現状はレート再検討の段階に来ているのではないかと一部ではみていると伝えられる。

5　更に、政府がいま強行しているデフレ政策も真の狙いは、やがて来るべきレート切下げの場合の受入態勢を整えるための地固めであるとされている。

6　最後に、アメリカのニュールツク政策の再検討、東南アジア防衛機構の結成等の政治的要請から、日本の再軍備とも関連させて、レート切下げ近しとしている。

随筆　企業診断など

守谷健一

災害は忘れた頃にやつてくる、という言葉がある。ところが近頃では忘れていないうちにやつてきて、而も最も弱いところにその災害がひどいことは、御承知の通りである。このことが、最近の中小企業にそつくり当てはまるような気がする。

少しひどい雨が降ると水がでる。山に木がないのでその水を貯えられないからという。では山に木を植えたらよいではないか。これは常識である。だが植林したものが一年や二年では役に立つてくれない。それでも山に木を植えることはやらねばならぬ。今日本の経済は、などと正面きつて物云う必要もないだろう。日本の山々と同じ状態なのだから。それで木を植えることは何か。勿論政治的にも経済的にも問題はある。だが、少なくとも自分の企業だけに限れば何とか健全経営に自分の企業を持つてゆくことであろう。水がでてしまつた後では終りとなる。そこで果して自分の企業が健全であるのか、ないのか、どれ位の点数がつけられるのか、知ることが必要になつてくる。赤字がでてないでとんとんなら五〇点、併し何でも六〇点以上が及第点ということになつている。だから僅かでも利益がでていたら及第点と云わなければならない。だが、どれ位の純利益があれば健全だろうか。

さて赤字のでる原因は一体何だろう。大別して二つの原因がある。その一つは企業外部にあるものであり、もう一つは企業内部にあるものである。前者は外科的なもの、後者は内科的なものと云えよう。外科的な危険を防止するには、危ないものに近寄らぬことだが、知らずに災難にあうこともある。併し人間はとかくスリルを好むところがあるので、危ないと知りつゝ近寄ることがある。つまり別な観点から赤字の原因に意志的なものと非意志的なものがある。或る取引先はよく儲けさしてくれる、相当賣掛のたまつたところか、取引額が大きくなつたところで不渡りときては目も当てられない。あれは大丈夫ですよ、と太鼓判を捺されていたところが、手を挙げる。まことに物騒極まる世の中である。

内科的なものは、自覚症状がないと手当をしない。いよいよいけないとなつて診断を受けた時は手遅れで、医者に末期の水をとつて貰うのでは哀れと云うより外はない。予防注射の一本も打つておけばよかつたといつても後の祭りである。例えば一体支拂利子は月に賣上の何％拂つているだろうか、或はそれがどれ位なら健全と云えるだろうか、考えられたことがあるだろうか。そこで赤字がでたら何が原因か、それを突きとめる。外科的と思つていたものが案外内科的の原因の場合も多い。次にその赤字はどうしたら喰いとめられるかを考える。即ち赤字を生んだ根源をなくすればよい。これは当然の話である。頻死の時はとり敢えずの手当も必要だ。それが一人でできなければ同業者が共になつてやればよい。自分一人でできるなら一人でやればよい。さりながら赤字から黒字への轉換は並々ならぬ努力が必要である。併し実際に云つて期末に出された一片の貸借対照表や損益計算書で企業を正確に把握することはなかなか困難である。いや、そうしたものすらないところがある。これではどうなつているのかさつぱり判らない。企業活動は日々それも最近では激しく動いている。変動の幅が時間的にも空間的にも激しく大きい。従つて決算をして始めて損失が判るようでは手遅れである。企業の流動している状態でつかまえるのでなければ、自分の経営が判らない。昔はそれでも何とかいけたが、今はどうしてもいけない。

企業診断は先ず経営者にその企業の実態を知らせる。現在が赤字であるならば、何故に、何処に、どんな状態でその原因があるかを明らかにする。次に、ではその赤字をどの様な方法で克服し黒字になし得るかについて、対策をたてる。それは従来のその企業の実績を計数的に分析した結果である。例えば経営政策、業務組織、財務管理、販賣や購買管理、生産管理、労務管理といつた風にあらゆる角度から精密に分析する。対策はこれから綜合された結論である。勿論その結論がその企業にとつて実行可能なものに限られることは云う迄もない。そのやり方については定期的に巡回して指導する制度ができている。云つてみれば、事後養生（アフターケヤー）である。このようにして勧告の実行に必要なことは巡回指導に委ねられ、その際資金を必要とする時は斡旋もする。とにかくその企業が軌道にのるまでお世話する。今迄の経験によると赤字から黒字へ持つてくるにはどうしても一年間かゝる。これは所謂企業の経営合理化を行い、（赤字を出している企業に金をかけた合理化はできないから、先ず資金のいらぬことからやつて

ゆく）赤字の原因を一つ一つなくしてゆかねばならないからである。併しこゝで注意しなければならぬことは、企業診断をやつても、それを実際に利用し合理化の線を推進するだけの熱意のない経営者であつては、何もならない。合理化は実行如何である。ただ単に例えば中小企業金融公庫は企業診断の結果を非常に参考にするが、その融資を受けたいための診断では意味がない。診断の結果は常に融資を受けられるとは限つていない。はつきり云えばその資格を備えている企業は少ない。企業診断は飽く迄どうしたら合理的経営ができるか、を知る手段で、そのために借人金を必要とする結果がでたとするなら、融資をうける手続きが必要となる。実際診断して、少なくともこの程度の合理化ができないと融資を受けても無駄であると云う勧告により、そこの経営者が熱心に努力をし診断勧告の線に沿つて合理化を行い、その後融資を受けてうまく行つている例は少くない。これが診断員にとつて最大の歓びである。併し一般に企業診断を受ける企業が大抵相当行きつまつてからの場合が多い。従つて重態ではよくなるのに時間がかゝる筈である。併し私がやりだしてから今迄の例でこれからは判らないが、お寺に渡さざるを得なかつたのは二例しかない。その一つは既に企業活動が麻ひ状態にあつて経営者の企業意慾が喪失されていた。もう一つは企業内部の人的構成の統制に欠けるところがあつて支離滅裂であつたためである。いずれも残念乍ら手遅れであつた。

最後に奈良県でよく聞く言葉に、何々業は賭れ物と同じで大きくなつたら潰れる、ということである。勿論業種によつて適限規模はあるが、それより寧ろその規模が経営者の能力の限界を越えたためと考えられる場合が多いようである。それに氣がついて経営の組織をもつた人はのびるし、氣がつかず、いつまでもワンマンでやつている人はあぶない。それで、如上の戒めの言葉が自然に生れたものであろう。私が奈良県にきて最初にき き、今も云われているこの言葉が、端的に奈良県の企業のありようを物語つているものとして極めて印象が深い。これは先人がカンによる経営規模の限界を示してくれたものと思う。併し現在の経済情勢は変転極りない。こゝに自己の企業の安定性を増すためには、どうしても今後商業工業を問わず科学的な経営を行なわなければならなくなつている。それがためには、我田引水を許して貰えるなら、手つとり早く県商工課でやつている企業診断を利用されんことを、である。蛇足乍ら、診断は無料、又医者同様その企業の秘密は絶対に守ることになつている。こゝで私達のやつている企業診断が奈良県中小企業の合理化センターとして、業界の方々に少しでもお役に立てば幸いである。（政府登録企業診断員奈良県商工課工務係長）

解説

ガリオアとイロア

ガリオア、イロアその他の対米債務の支拂に関する日米間の交渉が開始された。

ガリオア（占領地救済資金）は米国の占領地における飢餓・疾病・社会不安等の防止を目的として、食糧・肥料・医療品のような占領地住民に必須な物資を供給するため、米陸軍予算から支出された資金であり、一九四六～七年度から設定され、一九五一～二年度以降打切となつた。

イロア（占領地経済復興資金）は、同じく米陸軍の予算から支出されたが、ガリオアと異なり占領地の経済復興を目的とし、その使途は、棉花・鉱産物のような原料品および機械類等、もつぱら復興資材の供給にあてられた、一九四七～八年度から設定され、日本・琉球・朝鮮に適用されたが、一九四九年一月以後、朝鮮に対してはマーシャル援助に切替え、日本・琉球に対しては、この適用は一九五〇～一年度で打切られた。

戦後わが国が受けた援助は、日本側の推算では、ガリオア十五億七千七百万ドル、イロア二億八千五百万ドル、その他九千二百万ドル、計十九億五千四万ドルとみられ、米国側総司令部の計算では二十億二千八百万ドル、予算額では二十一億三千万ドルと傳えられる。二十四年四月見返資金設定後の分は八億四千七百万ドルで明確であるが、それ以前の分は計算の仕方によつても異なり、金額が明かでない。交渉にあたつては、まず債務額の決定が第一の問題となろう。

援助を受けた当時は、贈與か債務か判然しなかつたが、昨年の池田・ロバートソン会談で債務と了解された。しかし賠償問題その他経済多難の今日、債務支拂の時期と方法には深甚な考慮が要望される。ドイツの例では、ガリオア三十三億五千百万ドルから関係外として三億三千七百万ドルを控除し、更に残額の三分の二を切捨て、結局十億ドルを五年据置、三十年の分割拂い、物資援助の二億千六百万ドルからも関係外の千三百万ドルを控除し、残額を五年据置の二十五年分割拂いで、総額に対する経済率は三七・五％であるが、わが国に対しては一層の緩和が期待されている。

随筆

公庫の金を借りたい中小企業の方方へ

山中眞一

最近デフレだとか、金融引締めだとか、取沙汰されていますが、大なり小なり事業をやつて居られる方は、その影響を受け、金繰りに苦しんで居られる事だろうと思います。事業家として常に頭に浮んでいる事は、税務と金融の問題だと思います。金を借りるには何所を向いても仲々よい返事をして呉れません。比較的簡単な高利資金を利用するのも一方法かも知れませんが、一時しのぎとは云えこれは事業を破産に導く第一歩と考えねばならないと思います。銀行から借りるには、それ相当の見返りのものが要るのが普通になつています。この際昭和二十七年十二月奈良市に出來ました国民金融公庫について説明して見たいと思います。

国民金融公庫とは

名前を聞くと何だか取り付き難い所の様に想像されるでしようが、確かに機構から云えばその様に採れるかも知れません。然し国民金融公庫は国民皆様が堂々と利用して戴く所なのです。

法律によつて決められた政府出資金を貸付の資金源としているので、色々と制約されている所がありまして、その資金源は皆様の納められる税金がその主たる資本金となつているのです。又銀行其の他の金融機関と違つて預金業務はしないでもかまいません。

貸付の条件

貸付の最高限度。個人で五十万円、法人で二百万円でありますが、一部の業種では個人二十万円、法人五十万円になつています。

貸付期間及び利率。規定よりすれば三年となつていますが、実際運営の面では二十ケ月前後の月賦返済が多くなつて居ります。利率は貸付残高に対し月利八厘三毛（日歩二銭七厘）で後取りとなつています。

保証人及び担保。保証人は一名以上必要とし、奈良県内に居住する人で、貸付金額を全額一時に支拂う能力のある人が適当であります。担保は原則として戴きません、但し百万円を超える場合は提供して戴きます。

借入の爲の心構え

受入態勢とも云うべきことですが、公庫としては一面識もない初対面の方に融資するのですから、申込人の信用状態、営業状態なりその他の事柄について、色々御相談に應じて知らなければなりません。これについては、申込書に記載されている事、その内容について確認することが必要になつてくるわけです。法人であるならば帳簿の整備が出來ているのは当然ですが、個人企業の場合、内容について賣上であるならば、何か根拠になる帳簿、書類、傳票等により略実際に近い数字を知ることが必要なわけです。若し賣上について資料が全然なくても、仕入の面で何か書類があるならば、それから賣上を略推定も出來るわけでして、その他の面に於いても唯口頭による説明でなく、何らかの根拠になるものを見せて貰い度いのです。これは單なる公庫より融資を受ける爲でなく、いやしくも独立して事業を営んでいる者であるならば、自己の営業が計数的にどの様な実数になつているかを知つて置く位の心構えを持たなければならないとも考えられます。これに依つて自己反省も出來、又融資を受ける面に於いてもプラスになるのです。

結び

お断り並びにお願いし度いことは、限られた人員と費用で多くの事務処理を行つている関係で、調査の面で遠方の方は一時延期して戴き、或いは幾分長期化する場合がありますが、この点は事情御賢察の上御了承願い度いと思います。

以上述べましたことは業者として利用して戴いて價値のある普通貸付について説明致しましたが、この外恩給担保貸付、時別小口貸付等も実施しております。（国民金融公庫奈良支所業務課長）

時の話題

日本をめぐる國際情勢

わが国だけがインドシナ休戦の影響の圏外にたてるものでないことはいうまでもない。それどころか、今日わが国がアジアにおいて占める政治的、経済的地位は、わが国を必然的に、よかれあしかれ、直接間接最も大きな影響をうける国の一つにする、ということさえできるかもしれない。

インドシナ休戦の経済的影響

まず、大きな問題ではないかもしれないが、北部ヴエトナムが共産側の手に入つた結果、昨年からわが国が輸入を再開したばかりの同地方産出の良質無煙炭（ホンゲイ炭）の輸入がたえるかあるいは困難になることが考えられる。しかし、もう一つの主要輸入品目である米は北ヴエトナムつまりトンキン地方の産出高は、これまでも同地域の需要を満たすに足らず、わが国が輸入しているのは南部のいわゆるサイゴン米である。また、休戦の結果わが国に対する軍需発注が減じることも考えられよう。しかし、これも、絶対に確実ではないにしても、休戦で浮いたアメリカの援助資金が他の方面にまわされ、それがわが国への発注にもおよんでこないともかぎるまい。

共産側の日本に對する働きかけ

政治的、心理的影響でまず注目されるのは、共産陣営からの働きかけによる影響である。インドシナの戦火がおさまつたという事実は、「話し合いで解決しないものはない」とか、「両体制は平和的に共存できる」などのスローガンの花びらの奥に、貿易の利益という甘い蜜をのぞかせた〝平和〟攻勢の妖花に、なにもしらぬひとびとをひきつけるのに、恰好の心理的地盤を提供するものであることはいうまでもない。そして、それがすでに一部国民の間には影響をおよぼしている気配があることを、日々の新聞、ラジオで気づかれたひとびとは、本誌の読者のなかにも少くはないにちがいない。

イギリスの自由主義系有力紙マンチエスター・ガーデイアンは、共産陣営のアジアに対するねらいについて、最近次のように論じた。

「ダイナミック（動的）な強国は、たとえその指導者たちがそうした方がよいと思つても、ひと休みするようなことはない。かれらは、こんご東南アジアに対して一歩一歩その支配をのばそうとするであろうが、むしろかれらのねらいは、もつとさきの方にあろう。偉大な獲物はインドと日本である。これら両国にくらべると、東南アジアは鶏のえさのようなものだ。共産陣営がこれら両大国に対する本格的攻勢を展開するとき、アジアにおける真の闘争は始まるであろう。かれらは、この両国を武力によつてではなく、政略、宣傳、内政干渉によつてその支配下におさめようとするであろう。」

このような観測がそのまま当つているかどうかは別問題であるが、いずれにせよ、わが国が共産陣営の最も重要な目標の一つとなつていることだけは、まちがいなさそうである。

たかまるアメリカの對日関心

このような情勢であつてみれば、西欧側とくにアメリカが、わが国が自由世界の一員としての地位を一そう強化することに、ますます大きな関心を抱いても不思議ではない。それは、昨年らいのわが対外収支の悪化、デフレ政策の推進という事実の上に、春から夏にかけてのインドシナ情勢の悪化にともない、休戦の成立以前すでに表面化してきた。すなわち、アイゼンハウアー大統領はさる六月二十二日ワシントンの全米週刊紙編集者協会で行つた演説で、「西太平洋防衛のかぎは日本である」として、わが国を重視する言明を行つて注目をひいた。そのさい、大統領は、このような日本が自由世界にとどまりうるよう、その経済を維持するのを助けるためには、アメリカは㈠直接の援助㈡日本商品の受入れ㈢共産圏貿易の容認、㈣日本経済にとつて重要な東南アジアの防衛の四つのどれか一つだけやつたのでは、日本は援助されないし、またどれか一つを極端に押し進めれば、アメリカがつぶれるから、これら四つを適当に織りまぜてやつてゆく必要があることを明らかにした。

この大統領の演説は、当時アメリカ政界の大きな論争のまとになつていた、互恵通商法延長問題に対する世論の喚起が、そのねらいではないかともみられたが、けつきよく、一年だけ延長する法案が、六月二十九日アメリカ議会を通過した。これは、従来の互恵通商法をそのまま一年延長したもので、政府が要請した三年延長案に比べると、期間の点ばかりでなく、内容の点でも、アメリカの関税政策の自由化をはかろうとするアメリカ政府の希望とはほど遠いものがあるようである。ただ昨年とちがうのは、こんどの単純一年延長では、大統領の関税交渉権が奪われていない点である。しかし、この関税交渉権は、諸外国と互恵的にアメリカの関税を引下げるのがねらいであるが、実際問題としては、日本以外の諸国との間では、互恵通商法にもとづきこれまですでに関税の引下げが行われているので、この単純延長による限定された交渉権では、現在以上の引下げ交渉を行う余地がほとんどなく、けつきよく交渉権が認められた主な意味は、日本にあるものとみられている。そして、このことは、日本の関税貿易一般協定いわゆるガットへの正式加入を促進する意図に関連している。

ガット加入問題

わが国は周知の通り、昨年十月の第八回総会でガットへの仮加入を認められた。それは、昨年はアメリカの関税政策が未定で、正式加入への前提条件であるガット加盟国との一般関税交渉ができなかつたためとられた便法であつた。ところが、今年はアメリカの対外経済政策の決定は再び来年再開の議会に延期されたけれども、前述の通り大統領の関税交渉権は認められているので、ガット正式加盟のための一般関税交渉が可能になつたわけである。

わが国は七月二十六日からジュネーヴで開催のガット会期間委員会に一般関税交渉開始を要請した。この問題はやがて十月のガット総会で本格的に取上げられるものと予想されている。もつとも、イギリスおよび英連邦諸国の反対態度は変つていないため、アメリカの積極的態度にもかかわらず、その前途はなお必ずしも楽観を許さないともみられている。しかし、わが国が自由世界において貿易上でも速かに平等な地位を認められることは、自由世界の團結にとつてきわめて重要なことであることはいうまでもない。この点に関する関係国の認識が深まり、わが国のガット正式加入が一日も早く実現することが望まれる次第である。

アイヤー調査団の来訪

さらに、わが国の経済に対するアメリカの関心は、アメリカの対外活動本部いわゆるFOAのマイヤー調査團および世界銀行のドール調査團の相つぐ来訪にもみられた。とくにマイヤー調査團の方は、アメリカのこんごの対日援助政策一般に関係するものとみられるが、マイヤー團長は日本到着にさいして、その使命を次のように語つた。

「アメリカは日本の自立経済達成を熱望するのあまり、最近起つている不幸な経済動向を憂えており、われわれはこれに対する態度および経済強化の方策を考えるのが目的である。日本におけるわれわれの調査は、アメリカ大使館と共同して日本経済の各部門を廣く調べるつもりで、調査の結果に基きアメリカ政府に勧告を行う予定でいる。」

マイヤー調査團は三週間の調査をおえて、七月二十八日帰国の途についたが、マイヤー團長は、そのさい記者團に対し、「アメリカ政府に対する私の報告はおそらく来週はじめ提出することになろう。日本への援助がいつ具体化するかは、私としてはいえる立場にない」と語つた。

いずれにせよ、この調査報告にもとづきこんごアメリカの対日援助が活潑化することが期待される。けれども、それはあくまでも、わが国自らの経済自立への努力に対する側面的援助にすぎない。要は、われわれが、わが国の経済力を強化し、正常の輸出を増大することによつて、国際收支の健全化をはかるにある。アイゼンハウアー大統領が前述のような演説をし、またアメリカ政府が国内の製造業者や保護関税論者に、日本品に対する関税引下げの必要を説得することに努め、日本のガット加入に積極的態度を示し、さらには、日本が共産圏との貿易をふやすことも容認する態度をとつているのも、この主旨にでるものであろう。

中共貿易の見通し

そのさい、たしかに、わが国の輸出を増大するためには、共産圏貿易でも能うかぎりふやしてゆくことができれば、これにこしたことはない。ことに、賠償問題の解決も停滞状態にあり、東南アジアとの経済交流の拡大も早急の実現は期待し難い今日であつてみれば、なおさらともいえよう。しかし、今日の国際情勢の現実は、共産圏貿易の拡大に余り大きな期待をかけることを許さない状況にあるものとみられる。今日わが国が国際的に負つている中共貿易の制限のワクは、すでにいわゆる西欧並みとなつており、もしわが商品に十分の国際競争力があり、また中共側が純然たる商業採算の上に立つかぎり、わが中共貿易もある程度拡大の余地があるものとみられている。

けれども、問題は、周知の通り共産圏の貿易は、国営貿易であり、つねになんらかの政治的意図をぬきにして考えることは、きわめて困難なことである。なるほど、日本の中共貿易もこんごある程度ふえるかもしれない。しかし、それは、日本人に対して、中共の〝平和〟や貿易の呼びかけは、決して口先きだけではないぞ、と思わせるに足るだけのものとなる可能性が大きい。つまり、現在の制限のワク内での品目については、日本以外の西欧諸国などから多く輸入して、日本人業者をうらやましがらせておいて、日本

とは許可品目外の戦略物資となら取引きしましようと申出て、日本人業者の間に制限緩和の声をあげさせ、それがとれれば、戦略物資が手に入るし、とうらなくても、日本国民の間に反政府、反米感情が増大する、というのがそのねらいとみられる。

日ソ國交調整問題

共産側からのこんごの対日〝平和〟攻勢は、貿易の呼びかけだけではなさそうである。新聞、ラジオで傳えられたように、最近ソ連を訪問した日本議員團に対して、ソ連のヴイシンスキー外務次官は、「ソ連は日本と正式の外交関係を樹立したいと希望しており、日ソ間に平和条約が締結される前にも、文化の交流、正常な貿易関係の確立を希望している」と語つたといわれる。実は今日、日ソ間に国交が回復せず、法律的にはいぜんとして戦争状態にあるのも、ただソ連がサンフランシスコ平和条約を拒否したことに由來している。したがつてわが国としては、ソ連がこの平和条約に対する態度を明らかにするのをまつているわけである。しかし、対日平和条約と日米安保条約を破棄しなければ、国交再開には應じられないという態度が清算されないかぎり、日ソ国交調整の前途も明るくはなりえまい。またわれわれとしてはそのさい、シコタン、ハボマイ問題およびソ連抑留邦人引揚問題の解決も、忘れてならないことはいうまでもない。

「両軍備」反対のねらい

日本に対する共産側の経済、文化交流の呼びかけは、日本を自由世界から引離していわゆる「中立化」(その実は共産圏編入の予備段階としての「孤立化」)するねらいにあるとみられている。そして、このためには、同時に、「再軍備反対」のスローガンのもとに、わが国の防衛力強化を妨げる努力も行われている。中共の周恩來首相は、さる六月ジュネーヴ会議における第一声でも主張したことだが、七月二十五日ジュネーヴからの帰途東ベルリンに立寄つたさいも、グロテヴオール東独首相とソ連が西欧側に行つたヨーロッパ集團安全保障の提案を支持する共同声明を発表し、そのなかで、「両首相は、アメリカの唱道する日本、西独両国の再軍備は、日独両国のための安全保障の軍隊を樹立するものではなく、アジアおよびヨーロッパの平和を脅威するものであることに意見が一致した」とのべた。つまり、「ソ連の唱導する再軍備を行つている中共および東独の軍備は、なんら平和を脅威するものではなく」また「日本の再軍備も絶対に反対というのではなく、日本が一たび共産圏に入つてくれば、許される」というわけであろう。いな、日本が共産圏に入れば、「許される」どころではなく、「命じられる」であろうことは、ソ連の衛星諸国の現状に照らせばほぼ明らかである。日本共産党の場合でも、再軍備には無条件に反対というのではなさそうである。

しかし、考えねばならないのは、万一わが国が一たび共産圏内で再軍備を命じられるようなことがあれば、「海外派兵はごめんだ」とか「外国の基地は反対だ」とかいうことは、最早おくびにもだせなくなることである。スターリンはかつて「ソ連人民と日本人民との同盟はアジアを解放(注―つまり共産革命)するための前提条件である」と教えた。万一スターリンによつて期待されているような同盟が実現するようなことがあれば、「日本人民」はこんどは「赤い大東亜戦争」にかりたてられても不思議ではないであろう。

(外務省情報文化局発行世界の動き八月号より)



建議 中小企業緊急対策

日本商工会議所

最近の中小企業は、デフレ政策の浸透によつていよいよ窮迫の度を加えつつあり、今にしてこれに対する應急の対策を講ぜざるにおいては、今後の中小企業は、極めて苛酷な事態に追い込まれざるを得ないと考える。

よつて、われわれはこの際、関係当局が特に左記諸点について格別の考慮を拂われ、今日の中小企業の危機打開のために速かなる対策の手をうたれるようここに全国商工会議所を代表して建議する。

一、金融對策

㈠ 中小企業金融機関における政府指定預金及び地方公共團体預託金について、その引揚げるはもとより、情勢の悪化に應じ、追加預託の措置をも講ずること。

今後中小企業金融は、さらに窮迫の度を加えるものと考えられるので、資金不足を緩和するため、資金運用部資金等の導入についても、格別の考慮を拂うこと。

㈡ 中小企業金融公庫の第二・四半期の融資枠を可及的大巾に拡大するとともに、長期運轉資金の貸付条件を緩和し、逼迫せる中小企業金融の円滑化をはかること。

㈢ 一般金融機関における中小企業向融資を促進するため、一般金融機関の集中融資を規制する措置を講ずる一方、同機関の貸倒準備金の損金算入限度を引上げること。

㈣ 中小企業信用保険制度を改正し、保険塡補率の引上げ及び保険料率の引下げを行うとともに、金融機関を相手方として保険関係が成立する貸付金の貸付期間(六ヶ月以上)を三ヶ月以上に短縮し、中小企業金融の円滑化をはかること。

㈤ 信用保証協会における基金不足の現状に鑑み、信用保証協会に対して支出した寄附金等については損金算入を認める措置を講ずること。

㈥ 地方公共團体の地方銀行等よりの借入増大が、地方銀行等の資金不足をもたらしている現状に鑑み、地方公共團体は地方銀行等よりの借入れをでき得る限り自粛し、中小企業向資金の疏通をはかること。

二、中小企業に對する不当な圧迫の排除

㈠ 大企業の下請企業に対する代金の支拂遅延、不当な單價の値引き等について、公正取引委員会の機能を強化し、「下請代金の不当な支拂遅延に関する認定基準」を活用すること等によつて、これを防止すること。

㈡ 政府又は地方公共團体の契約相手方に対する支拂を促進するとともに、その契約相手方の下請への支拂について、必要に應じ、政府又は地方公共團体が、契約相手方に対して勧告し、又は受領委任状による下請への直拂の措置を行うこと等によつて、これを迅速化すること。

㈢ 中小企業の製品安、原料高による経営の圧迫を緩和するため、独占的企業に係る原料價格の引下げについて所要の行政措置を講ずること。なお、止むを得ざる場合においては、安價な原料の特別輸入等の措置をも考慮すること。

㈣ 加工貿易制度の活用等によつて、安價な輸入原材料の入手をはかるとともに、これに関連して、保税工場制度及び保税工場制度を中小企業においても充分利用し得られるよう簡易化すること。

㈤ 政府、公社、地方公共團体等における物品の発註について、中小企業にも公平な機会が與えられるよう所要の措置を講ずること。

㈥ 親企業の経営破綻による債権棚上げ、手形の不渡等が、不測の損害を不当に中小企業に與えている現状に鑑み、これに対して、回収困難な不良債権の損金算入を認める等の特別救済措置を講ずること。

なお、一般的に貸倒金の認定基準を緩和するほか、中小企業中租税の支拂困難なものに対する税の徴収猶予について、その措置を拡張すること。

三、そ の 他

㈠ 中小企業安定法について、適用業種の範囲を拡張するとともに、調整命令の発動その他について経済情勢に即應した適切な運用が行われ得るようにすること。

㈡ 商業における過当競争を抑制する措置を講じ、極端なる射倖的手段ないし誇大廣告等による不公正競争をおさえること。

㈢ 中小企業診断制度を強化拡充するとともに、対象企業の経営合理化上必要な資金について優先融資を行うこと。

㈣ 中小企業の大なる圧迫となつている労働基準法の適用を緩和すること。

なお、絹人絹織物、家具、手漉和紙、玉糸座繰生糸の四業種に対し適用を予定されている最低賃金制の実施を当分の間行わないこと。

要望 労働基準法の全面的改正

我国経済機構の実情に、そはない、非現実的な制度であると各方面から叫ばれている、労仂基準法につき、全国の商工会議所を代表して日本商工会議所は、この程、左の様な意見を政府に提出して、その改正方を要望した。

全般的意見

一、本法は日本経済の実態より遊離した非現実的な理想を掲げたに過ぎないものであるから、経済の実態に應じた法律に改めること。

一、本法は総ての業種業態を劃一的に規定しているため個々の業種業態に対し非常な無理を強制する法律であるから各業種業態に共通の事項は総論的に取扱い劃一的実施が事実上困難な個々の業種業態には、その実態に適するよう各論的に取扱うように改めること（特に中小事業場、商業、土建業、通信業、興業、病院、金融業等）

一、本法は全般に複雑多岐であるから条文を整理簡易化し、かつ抽象的な宣言的な条文は実効が尠いのみならず誤解を招き易く徒に労使間の紛議の温床となつているから、実質的労働者保護の実を挙げ得るような建設的な意味を有する条文に改正すること。

一、本法は大規模工場労働者を対象として立法されており同一事業所内に於ても一般事務商業従事者等を同一に取扱うこと自体が無理であり、一般工場従業員と違う職種担当者は本法の適用より除外または別途緩和措置を講ずべきである。

一、本法および規則双方共行政官庁のみの御都合主義により許可認可申請届出の報告の事項が多過ぎかつ極めて煩雑であり、適用事業場側の都合は一顧も與えられていない。経営者の此等に費す時間、労力、経費は尨大なるものがあり、所謂「書類行政」を排する必要からも大幅に整理統合し当事者の自治的運営に委ねること尚同一会社に於ても事業場別に取扱われる結果、その所在地により異なる取扱監督を受けておりその迷惑と無用の混乱は計り知れないから、企業経営の現況に應じた取扱に行政官庁の一方的都合による措置は改めること。

一、本法の賃金、休暇等の計算は算術的正確を期する事にのみ堕し、その計算手続極めて煩雑であり、給與の迅速適確を缺きかつ計算結果必しも受給者の有利とはならず労働者保護の本質より甚だしく遠ざかつているから賃金、休暇事項以外も労働者保護の本旨に沿うよう改めること。

一、本法は官治行政の典型的なものであり監督署、監督官の名称に端的に表われているが如き高圧的専制的なものは民主的に改めること。

一、本法は監督事項が多過ぎかつ末端機関に過大な監督権が委ねられており監督権が濫用されているから、全般的な監督権を縮少し、末端機関の監督権を縮少すること。

各条文に対する意見

第一章

第一条 「人たるに値する生活」の如き抽象的規定は徒に紛議の温床となるか誤解の因であるから、かかる惧のないように字句を改め「必要を充たすべきのものではならない」の如き強行義務的な記載はこれを廃し、法目的を記載する条文に改めその表現を改めること

第二条 「労働条件」のみでは不明確であるから労働条件を制限的に具体的に規定すること。

第三条 「信条」は紛議誤解の因になるから表現方法を労組法第五条四項の如く改めること。

第四条 「男子と同種同質同一價値労働の場合は差別的取扱をしてはならない」の如く明確に改めること。

第六条 本条に関係のある職業安定法の解釈は厳に過るから緩和して貰いたい

第十一条 賃金の定義を改め「使用者が定期的に支拂うことを義務付けられた労働に直接関連を有する給與」のみに限り、労働協約就業規則等に明定してあると否とを問わず退職金、祝金等は賃金の対象ではないと改めること。

第十二条 平均賃金制は非常に煩雑であり計算事務上不便であるから、健康保険法の標準報酬に準ずるような簡易な計算方法に改めること。

第二章 労働契約

第十七条 身分的拘束を伴わない雇傭された後に労働者の借用するものはこれを賃金と相殺することが出来ると追加規定すること。

第二十条 一、往々にして解雇しようとする者が所在不明で予告通知を本人が直接受けることが不可能な場合があるから雇傭主は不便かつ不利を蒙ることがあるので雇傭主が予告通知の事務手続を完了したことが証明出来れば、本人にそれが到達の有無に拘らず法的責任は免れ得るようにすること。

二、労働者の責に帰す可き事由は就業規則に明示してあれば基準監督署長の認定を受ける必要はないことに改めること。

第二十一条 一、試用期間が十四日では短か過ぎて実情に即さないから尠く共一ヶ月に改めること。

二、第一号の日に雇い入れられるものが一箇月を超えて引続き使用されるに至つた場合の但し書は削除すること。

第二十三条 「七日以内に賃金を支拂う」とあるは「原則として」を附加するか、または何等かの例外規定をすべきである。

企業整備若くは不測の経済変動により七日以内に支拂うとの義務負担は使用者にとつて酷であり現実に不可能である。

第三章 賃金

第二十四条 第一項但書の「法令または労働協約」の次に「若くは労働者の過半数を代表するものとの協定」を追加規定し労働者の不利益にならぬ範囲に於て適用の幅を拡げること。

第二十五条 既往の労働に対する賃金の「範囲内」を追加すること。

第四章 労働時間、休憩、休日および年次有給休暇

第三十二条 一、労働時間の定義が不明確であるから例えば「労務提供義務のある時間」等と明確にすること。

二、本条は劃一的に規定されているため日々雇い入れられるもの等は一日八時間以上働かせ得ないとも解釈されるから本条の適用は引続き雇用される労働者に限られる可きである。従つて第三十六条の適用を受けないものは特例を設けること。（日雇労働者等）

三、日直、宿直の如きは事業設備のあるところは必然的に日直、宿直勤務を要することは社会通念上の常識であるから、規則第二十三条は削除し第三十二条は適用しないことに改めること。

四、拘束時間の定め難き職種（新聞社の取材記者等）に対しては除外すること。

記

一、賄夫、調理士、電話交換手
一、自動車運轉手、小使、掃除夫等
一、出張その他事業場外で労働する者
一、踏切番、一日の交通量尠く特に踏切番舎に居住して住居の一隅に於て業務に従事し精神的緊張度の弱いもの。
一、火の番、守衛、門番、受付係、メーター監視等
一、修繕夫、交通関係の貨物の積下しに従事するもの
一、寄宿舎の寮母、看護婦
一、水力発電所交替勤務員、変電所交替勤務員、水力発電所水路保守関係勤務員等
一、電気瓦斯供給業等の集金人

第三十三条 一、第一項の災害その他避けることの出来ない事由によつて臨時に必要のある場合には、労働時間の延長のみならず休日労働も必要であるから休日労働もなし得る如く改めること

二、行政官庁の許可は事態の本質に鑑み届出のみにせられたい。特に電力事情その他で操業日が官庁の休日等と重複することが多い。

第三十四条 第二項の休憩時間の許可は商業、交通、通信、金融業等は除外し届出のみに改めること。

第三十五条 現在休日は暦日制によると解釈されているが、交替制勤務については不合理を生ずる場合が多いから、継続二十四時間制を認めることを明定すること。

第三十六条 一、代日休暇を與える場合は一斉休日でない一部分または個別的な場合も休日変更をなし得るように改められたい。

二、労働組合との協定による外労働協約に定めのある場合はその定めによつても時間外および休日の労働をなし得るように改めること。

三、時間外および休日の労働の協定は事前協定でなくてもよいように改め協定として報告すれば事後協定でもよいことに改めること。

四、労働組合若くは代表者との書面協定は故意に拒否せられる場合があり業務運営上支障を来すので労働組合または代表者の意見を附して届出ることに改めること。

五、協定の有効期間が三ヶ月以内であることは実際的でないから「一年以内」に改めること。

六、危険有害業務の労働時間の延長について「一日について二時間を超えてはならない」との規定は「一日について三時間を超えてはならない」と改め時間延長の限度について巾を持たしめること。

七、施行規則第十六条では協定をする場合の具体的事項を詳細に規定しているが、これは実際的でないから総括的事項についてのみ協定するよう簡素化すること。

第三十七条、一、請負制または出來高拂制については時間給と本質的に支拂条件を異にし能率を阻害するものであるから割増賃金の適用を除外すること。さらに外交員、新聞の取材記者等の職種には本条の適用を除外すること。

二、商業部門事務部門担当者には工場作業労働者と一率に取扱うことは不合理であるから或程度の余裕と幅を設けること。

第三十九条　一、有給休暇の請求権の存続に第十五条の規定が適用されることは次年度への繰越されさらに時効の中断が認められ余剰休暇が毎年積算されることになり、本条の趣旨に沿わないから年次有給休暇の性質上、その請求権の行使は原則とし当該年次に限り翌年度への繰越を認めないこととすること。

二、労働者の自由意思により休暇を請求しなかつた者に対し年度末に手当を支給するとか、買上をすることを違法として取扱わないことに改めること。

三、有給休暇に対する賃金は「平均賃金」とあるを「休暇を與える前の通常労働日の賃金」と改めること。これは平均賃金よりは妥当な措置であり事務も簡易化し、かつ労働者に対する不利な取扱とは考えられない。

四、請求資格発生条件として「全労働日の八割以上出勤」を規定しているが「九割以上出勤」に改めること。

五、規則第二十五条第一項の休暇請求について希望時期を聽く制度は徒に煩雑であり、労使双方の実情に沿わないから削除すること。

第四十条　労働時間および休憩の特例は業務内容に應じて適用範囲を拡張し、例えば電氣事業に於ける水力発電所の如く特殊性のある業務をも含ましめること。

第四十一条　本条第三号の外機能的特殊勤務者、断続的労働に従事するものは左記の如く制限列挙的に例示して行政官庁の許可を受ける必要のないように改めること。

第五十二条　第二項の「使用者の指定した医師の診断を受けることを希望しない労働者は」はこれを改め「使用者の指定した医師の診断を受けることが出來ない事由のある場合は」とすること。

第五十三条　安全（衞生）管理者については各事業場毎に置くことおよび千人以上の事業場には專属のものを置くことになつているが、同一地域内の事業場においては兼任を認めること。

第六章　女子及年少者

第五十七条　一、「満十八才に満たない者」を年少者と定めているが、これを新制中学卒業者に改めること。

二、使用者の年少者に対する年令証明義務と共に市町村長に使用者の請求のあつた場合は戸籍証明書提出義務を課すること。

第六十条　一、年少者の労働時間および休日は現行にては厳に過ぎるから一般労働者よりは許可制限を厳格にして緩和すること（第三十二条第二項の場合は一日二時間一週四時間、年間一〇〇時間迄は許可し得ることとする）

二、事務部門労働者は「満十八才に満たないもの」を「満十六才に満たないもの」に改めること。

第六十一条　一、女子の労働時間および休日に関する制限については、事務部門の労働者第四十一条により適用の除外を受けるものについては、時間外ならびに休日労働必要とする特定の場合は特例を認めること。

二、女子にも休日労働が出來るように改め男子と同じく代日休暇を與えればよいことに改めること。

第六十五条　産前産後の期間を短縮して例えば産前産後共四週間に短縮すること。

第六十八条　帰郷旅費は本法第十五条に従い労働条件として明示した場合に限定すべきであり、尠く共成年女子は除外すべきである。

第七章　技能者の養成

技能養成工については養成契約に養成課程終了後一定の就業義務年限を課し得ることとし、この点に関し第十六条の規定を排除し得ることに改めること。

第八章

労災法第二十条の第三者の損害賠償と災害補償との免責関係は災害補償に関する一般的原則であるからこれを本法に於て規定すること。

第九章　就業規則

第八十九条　就業規則の必要記載事項は狭義の労働条件のみに限定し本条第四号以下は任意記載事項とすること。

第九十条　就業規則の作成変更するに当り労働者の意見を聽くことになつているが、労働者側は故意に意見を表明しなかつたり、或は引き延す場合があるから回答に日限を附しそれ迄に回答なき場合は使用者の意見聽取義務を免除すること。

第九十一条　一、減給の制限規定は軽きに失しているから制裁の目的を達し得ないから大巾に減給処分が出來るように改正すること。

二、出勤停止処分の最高限を二週間程度に定めること。

第十章　寄宿舎

第九十四条　本条は寄宿舎に於て寄宿する労働者の自治に干渉してはならないことを規定しているが、極端な自治は種々弊害を生じ使用者以外の外部より自治に干渉し、寄宿舎制度を悪用または破壊せんとするものがあるから或程度の監督制は認めること。

第九十五条　第二項の労働者の同意手続については第九十条の意見と同様に取扱われたい。

第九十六条　寄宿舎の設備および安全衞生に関しては現在の経済状態に比し高い基準を要求しているので実行不可能な規定が多いから緩和すること。

第十一章　監督機関

一、監督的高圧的組織、名称は廃止し協力、相談相手的な行政組織とし名称も相應なものに改めること。

三、都道府県の基準行政機関は地方自治体にその運営を委ねること。

第十二章　雑　則

第一〇六条　法令規則の周知義務は就業規則のみに限り法律その他に基いて発せられる命令の要旨は使用者の周知義務により除外すること。

第一〇七条、第一〇八条　労働者名簿賃金台帳等は各事業場毎に調製することになつているが、記入調査その他の場合非常に不便であるから本条の規定のみならず一企業体の一基準監督署管内の事業場は事業場毎に改め主たる事業場で調製すればよいことに改めること

第一一五条　一、「賃金、災害補償その他の請求権」は「賃金および賃金、災害補償に関する請求権」と明確に改めること。

二、本条にさらに一項を設け「前項に規定した以外の請求権は一年間これを行わない場合においては、時効により消滅する」と規定すること。

燃料、動力総合対策要望

われわれは、さきに、現下における国際収支の緊急事態に対処し、その早期均衡の実現を図るためには、一貫した総合経済政策の速やかな確立こそ刻下の急務であることを指摘し要請したのであるが、未だにその確立を見ないのは極めて遺憾である。

最近外貨節約のため、重油の輸入削減、消費規制が必要となり、重油轉換後一両年ならずして、ここに再轉換せざるを得ない結果となつたことは、関係産業に大きな打撃を與えるものである。

他面現在の石炭業界は在庫をかかえ、成績不振、休廃炭鉱続出の状態である。

かくの如き業界の混乱は、政府において燃料動力等エネルギー源に関する総合対策の確立を欠いたことにその大半の原因が存するものといわざるを得ない。

よつて、政府においては速やかに燃料動力等エネルギー源に関する総合対策を確立し、これに基いて確固たる具体的施策を推進されるよう要望する次第である。

私鉄争議に関する要望

われわれは、今春の私鉄争議を通じて全く年中行事化している実力行使の回避を期待したものであるが、交渉は、予想外に難航を極め、わが国私鉄争議史上にかつてない大争議となつた。

しかし、争議の発生から解決までの経過は、いまゝでの争議と何ら異るところがなく、乗客は勿論のこと、一般国民大衆にも多かれ少なかれ思わざる不利益と犠牲を強い、中小企業はじめ経済活動全般にも直接間接相当な打撃を與えたことは、非常に遺憾である。

とりわけ関西においては、私鉄の占める比重は遙かに高く、圧倒的であるだけに、私鉄の実力行使によつて受ける各方面の打撃は、極めて深く且つ大である。

わが国の経済は、今や国際収支の悪化から存亡の局にあり、この重大危局を乗り切り、経済自立をなし遂げるためには、労資が協調し、企業の合理化をはかり、物價を引下げ、輸出の増進をはかる以外に途はないにもかゝわらず、今次の私鉄争議においては、この現実を認識し、労資が互譲して実力行使を回避するという努力が十二分に拂われたとはいゝ得ないし、また地方労働委員会自体の、その場さえ解決すればという安易な考え方も、公益性の自覚と良識に欠けるものとしてまことに遺憾に堪えない。

争議権は、労働者の基本的権利であり、これを尊重しなければならないことは当然であるが、公共の福祉に優先するものではない。

元來公益事業における実力行使は、全く最後の切札であるべきにもかゝわらず、私鉄争議においては、実力行使までに労使間に充分な自主的交渉が見られず、第三者である国民大衆及び中小企業はじめ一般産業の犠牲において強行され、繰返されるという事実は、いつまでも黙視し得ない段階に立ち至つている。

しかも、今後デフレ政策の浸透に伴い、社会、経済の事態がより深刻化しつゝある情勢に思いを致すとき、この際私鉄争議について、実力行使によらない適切な方法によつて、これを解決する法的措置を講ずることは、止むを得ないものと思われる。

よつて本会は、総会の決議に基き、国民の世論として本件の具体的な措置を要望し、関係当局の善処を切に期待するものである。

（これは、この春近畿連合会から関係方面へ提出したものである。）

解說

利息の制限法とは

今回「利息制限法」及び「出資の受入・預り金及び金利等の取締等に関する法律」がそれぞれ公布、既に実施されているものもあるが、これら利息制限に関する事項のあらましをみると次の通りである。

利息制限法

五月十五日法律第百号を以て新利息制限法が制定され六月十五日から実施されている。

（利息の最高限度）

1、金銭を目的とする消費貸借上の利息の限度は次のように改正された。

元本十万円未満の場合　年二割
元本十万円以上百万円未満の場合　年一割八分
元本百万円以上の場合　年一割五分

利息が右の利率で計算した金額を超えるときは、利息の契約はその超過部分については無効である。

2、債務者がこの制限を超える利息を任意に支拂つた場合は、その超過部分は（元本債権の存するかぎり）元本返済とみるべきであるが、超過部分の返還を請求することは出來ない。

3、手形割引の場合は通常利息制限法の適用を受けることゝなる。即ち消費貸借上の手形の授受、所謂手形貸付の場合の割引料は利息の天引に当る場合が多く、この場合同法の適用を受ける。

（天引利息）

利息を天引した場合は、天引額が受領額を元本として制限利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分は元本の支拂いに充てたものとみなす。

例えば百万円の貸借を年利一割五分と定め十五万円を天引した場合は、受領額（元本八十五万円に対する天引額（利息）の率は一割七分六厘、利息十七万六千円となつて、制限利息十五万円より二万六千円超過し、この部分は元本の支拂に充てられることになる。

（みなす利息）

金銭消費貸借に関し、債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金・割引金・手数料・調査料その他何らの名儀を以てするも利息とみなす。

但し、契約の締結や債務弁のための費用はこの限りでない。

（賠償額予定の限度）

1、債務不履行の場合の賠償の予定及び違約金に関しては、從來は裁判所がその実損額に照らして適宜減額を行つていたが、今回は一律に左の限度を超えてはならないことゝなつた。

元本が十五万円未満の場合　年四割
元本が十万円以上百万円未満の場合　年三割六分
元本が百万円以上の場合　年三割

2、商事に関する賠償額の予定及び違約金についてもこの制限が適用されるようになつた。

出資の受入れ・預り金及び金利等の取締等に関する法律

同法は六月二十三日法律第百九十五号を以て公布され、そのうち高金利の処罰については十月一日から実施される。

（高金利の処罰）

1、金銭の貸付を行う者は日歩三銭を超える利息の契約をしたり、又はこれを超える割合による利息を受領したときは三年以下の懲役、若しくは三十万円以下の罰金に処せられる。

2、利息制限法との関係については、利息制限法所定の最高利息を超える利息の契約はその超過部分はすべて無効となるが、本法に於ては日歩三十銭以上の利息の契約にあつては罰則の適用がある。

3、貸付の期間が十五日未満であるときは、これを十五日として利息を計算する。

（天引・みなす利息）

天引利息及びみなす利息については前記利息制限法の場合と同じである。



解說

◎第十九国会で成立した中小企業關係法律

中小企業信用保險法の一部を改正する法律

中小企業者の信用力をさらに厚くし、とくに小口資金の融通を円滑化するため、次のように改正された。

(イ) 中小企業の定義の中へ新たに消費生活協同組合および連合会が加えられ、本法の適用を受けることができるようになつた。

(ロ) 指定法人（保証協会）を相手方とする保証保險中、指定法人が付保しうる債務の保証を手形割引にも適用できることとした。すわなち、指定法人が中小企業者の手形割引を保証した場合、それを付保の対象とすることとなつた。

(ハ) また新たに指定法人を相手方とする小口保証保險制度が創設された。すなわち、本法に新たに小企業者の定義（第二条第四項、資本額または出資総額五十万円以下の会社、常傭從業員五人――商業、サービス業は二人――以下の会社および個人、出資総額五十万円以下の組合であつて特定事業を行うもの、前述の会社または個人がその構成員の三分の二以上を占める組合常傭從業員五人以下の医療法人を小企業としている。）を規定し、指定法人が小企業者の金融機関に対して負担する債務の保証を付保する場合に、その選定によつて保証した債務の額が小企業者一人につき合計十万円（その小企業者が中企業者等協同組合であるときは合計三十万円）を超えないものに限り、保險金額を保險價格の百分の八十に引き上げることとしたのである。

中小企業金融公庫法の一部を改正する

中小企業金融公庫の貸付対象を拡大し、資本金の増加を行つた。すなわち、新たに中小企業の定義の中へ塩業組合、消費生活協同組合および連合会を加え、公庫の貸付対象とするとともに昭和二十八年度における政府の一般会計からの出資百三十億円であつたが、本年度において一般会計からの出資金を新たに二十五億円を増加して合計百五十五億円とした。また登錄税法の一部を改正して、中小企業金融公庫に係る登錄税を非課税とし、委員に中小企業庁長官を加えたものである。

國民金融公庫法の一部を改正する法律

昭和二十八年度の資本金は百七十五億円であつたが、二十九年度は一般会計からさらに二十億円増加して資本金を合計百九十五億円とし、さらに中小企業金融を円滑化するため国民金融審議会の委員の定員を改正して八名から九名に増加し、委員に中小企業庁長官を加えたものである。

中小企業安定法の一部を改正する法律

本法の主要改正点は、法第二十九条の通商産業大臣の調整命令の発動形式として現行のものの外に、一定の条件のもとに、同じ事業を営む者のすべてに対して一定期間に限り一つの調整組合の調整規程の全部または一部に從うべきことを命ずることができることとしたこと、およびその関連規定の整備である。

「建議」政局の安定を図れ

日本商工会議所では全国会議所を代表して「各政党は速かに政局の安定を図り、経済危機打開の強力な総合施策の推進に邁進されたい」と左記「経済危機打解のための政局安定に関する件」を決議、それぞれの政党に提出した。

◇　◇　◇

今やデフレの深刻化に伴い、産業界は正に危機に直面せんとしつつあり、眞に憂慮すべき事態にある。

しかるに近時政局の不安定から、われわれの常に要望して止まない総合経済施策は全く樹立せられず、加うるに第十九回国会においては、空前の事態を惹起し、議会政治をして危殆に瀕せしむるに至つた。

各政党は、この際、世論の動向を洞察し、速やかに議会政治を正道に復し、国会の不信を回復して政局の安定を図ることにより、国民の期待に應え、刻下の経済危局を打開するため強力な総合施策の推進に邁進すべきである。

燃えない織物は少い。たいていの織物はみな燃える。しかし特別に燃えやすい織物は危険である。こういう織物でつくつた蒲物に煙草の火や飛火が移つて、大火傷をすることもよくある。十年程前、米国カリフォルニヤでは、少女の着たセーターに焚火が燃え移り火だるまになつたことがあつた、カウ・ボーイ風のズボンをはいた少年が、飛火で大火傷をした事件もあつた。これらが原因となつて、燃えやすい衣料を追放せよという声が米国で高まつた。そこで、かような燃えやすい織物

解説 可燃性織物

を取締る可燃性織物禁止法という法律が、昨年六月三十日米国第八三議会で成立した。「個人が着用した際危険な程度に可燃性が高い衣料及び織物の米国への搬入及び米国での取引を禁止するため、並にその他の目的のため」というのがこの立法の趣旨である。

禁止されるのは、商務省商業規格に定められた方法に従つて試験した結果、急速且つ強烈な燃機を起す場合、すなわち四秒以内で焔が生地に燃えひろがる場合であつて、かような織物は可燃性衣料としてこの法律の適用を受ける。

これらの衣料及び織物の米国内における製造・販賣、米国への搬入・紹介等が禁止の対象となるのであるが、首・顔又は肩をおおわない帽子、長さ十四センチ以下で他の衣服に付着しない靴下等は、禁止から除外される。

この法律は一年の猶予期間をおいて、本年七月一日から実施される。すでに米国及び諸外国では、検査器にかけたり、不燃加工の実験をしたりして、検査規格に合格する研究を積んでいる。わが国では最近になつて問題化されたが、特に対米輸出年額一千二三百万ドルに達する絹スカーフ類、薄手の羽二重等には影響が大きく、急いで対策を講ずる必要がある。スカーフは小形にするとか、厚手にするとか、不燃剤を研究するとか、羽二重は四匁以上のものにきりかえるとかして、検査規格に合格する方法、その他適用除外等の対策が考えられているようである。

税務相談 税金は手形で納付できる

（問）税法改正によつて、税金が手形で納められるそうですが、何か条件があるのですか説明して下さい。

（答）昭和二十九年三月三十一日法律第三十五号を以て国税徴収法の一部が改正され、先日附小切手約束手形等を、税金納付の委託を受けるという意味においてこれを収税官吏が受領できることに改正されました。この改正規定は、無条件で税金が約束手形で納付できるという意味では決してないのであつて、この点一般に誤解されているようです。

すなわちこの約束手形などによる税金の納付委託は、ただたんに手形を税務署へ提出すれば、それで済むのでなく、納税資金がない場合には、まずそれがいかなる理由によるものであるか、また何日までに納付することができるかなどの事情を申述べ、これによりまず税金の徴収猶予を受けることになります。この徴収猶予を受けた場合に限り先日付小切手または約束手形などを提供して納付委託をすることになります。納付委託がおこなわれた場合には、もちろんその期間内は督促または滞納処分がおこなわれないことになつています。徴収猶予が許可され、手形などによる納付委託がおこなわれたとしても、税金が納付されたのではないこともちろん、期日にその手形が現金化されたときにおいて始めて税金の納付があつたこととなります。よつてこの期間内は所定の利子税が附加されることになります。期日に手形が不渡りとなつたときは、手形は納税者に返還されると同時に、直ちに滞納処分がおこなわれることは申すまでもありません。

次に納付委託のできる税金は、法律では「未納の国税及滞納処分費」と規定していますから、滞納税金である限り、所得税、法人税等は勿論、物品税等も該当することになりますが、物品税等の消費税は元来消費者が負担するものであり、これを単に代理納付するに過きないと認められますから、このような税金については徴収猶予が認められる可能性は極めて薄弱と考えられます。

解説 ◎部会活動とは何か

部会が法律上商工会議所の機構の一部分として必ず設置されなければならないものとなつた今日、部会の運用およびその活動の推進には画期的な企画を必要とします。

ここに改めて部会の性格と機能を概説し各部会の活動の資に供します

◆第一に 部会はその部会に所属する業種の適切な改善発達を図ることを目的とします。会員の営む事業に係る経済上の問題が、商工会議所の問題として採り上げられるためには部会を通じて行われますが、部会の意見は直ちに商工会議所に反映し、これによつて商工会議所自体の活動が起り、会員の期待される事業となつたり、陳情、請願等の形になつて他を動かし、結果として会員の事業の改善発達を招きます。即ち、部会は会員と商工会議所の紐帯であります。だから会員は常に部会に出席し、どんなことでも自由に意見や希望を述べ、商工会議所を大いに動かすことが得策です。

これによつて部会の意見が強く商工会議所に反映して行くことが期待されます。

以上は部会の性格と機能の概略ですが、既に御承知の通り本商工会議所には十四の部会が設置されています。会員はその営業の種類によつて当然いずれかの部会に所属します。

会員が商工会議所に対し直接意見を述べる機会は部会だけです。（議員を選挙することは別です。）部会に常に出席すれば、意見を述べる機会が得られるばかりでなく、自分の意見が商工会議所を動かすことになつて直接間接自分に利益をもたらすことになります。

部会は定款に規定された方法手続で運用されますが、本来自主的に活動することを原則とします。

部会編成の実態から各部会が包蔵する問題は多岐多様に亘るものと思われます。更にデフレ政策の進展から生じる問題も多分に予想されます。これ等の諸問題は部会が開かれ会員が商工会議所に集つて討議し、そこから商工会議所の事業活動が発展します。

◆第二に 部会は業界組合等とは本質的に性格を異にしています。多くの場合、組合は同一業種又は同一業態の業者の結合体であります。そこで本商工会議所では部会を或る範囲の業種を包含して縦横につながりを持ち、組合でなし得ない部門の問題を調整し、最大多数の利益を確保し得るような編成にしてあります。

経済社会では一業界の利益が他部門の不利益を招くことが往々にして起ります。この様な場合において部会が凡ゆる角度から問題を検討し最も公正、妥当な意見を纏める機関として重用される訳です。もともと商工会議所の会員は地区内全業者の数割に過ぎませんので、この面からも部会の性格として最も願わしい姿として、縦にも横にもつながりをつけ得る組織編成が必要となつた訳です。

◆第三に 部会は商工会議所の最高意思決定機関である議員総会の構成員となる議員を選任する母体となります。本商工会議所の議員の定数は百名、この中三十五名を部会が部会員のうちから選任することになります。

部会は事業活動の母体だと考えられる向がありますが、以上の説明から部会は商工会議所の事業活動の「原動力」であることが御了解願えると思います。

どうか部会の性格と機能を深く御理解下さいまして部会活動を積極化しこの面からの商工会議所利用にも一層の御協力をお願いします。



税務相談

会社解散後の税金と同族会社の判定

問、当会社は、昭和二十六年末に解散して、既に残余財産の分配も終り解散並に清算結了登記まで終了しておるにも拘わらず本年に入つてから元清算人であつた私宛に旧会社の更正決定通知がまいりました。
この場合の税金は、どうして誰が拂うのでしようか。

答、右の場合は解散年度その他の事業年度において、滞納税額がなく且つ更正決定がないものと信じ善意で残余財産の処分をせられている様ですが税法では、この様な場合でも当然納税義務があるものと規定しております。即ち、通達三に
「法人が解散した場合において、申告納税をなしたことにより、納税義務を履行したものとして清算結了の登記をしても、法人の申告した課税標準又は法人税額と税務署長の調査をした課税標準又は法人税額とが異つているときは、その増差税額について、なお納税義務を有するものとする」
と明定されております。従つて、この場合既に会社が存在しないのであるから、清算人であるあなたの責任において、納税義務があるわけです。
勿論、この更正税額が清算人の責任に属さない事業年度のものであつても清算人の責任となつております。
但し、この場合における清算人の責任範囲は、解散して処分した残余財産の額の範囲内でよいと解されています。
又この責任については、清算業務に関与しなかつた清算人にはないことになつております。

問、同族会社の判定はどんな基準で決められますか又同族会社は一般の会社（非同族会社）に比較して税法上どのような不利な取扱を受けることになりますか。

答、税法上の同族会社と云う言葉は世間一般にいう同族という意味より相当廣く解釈しておることに注意しなければなりません。
即ち、税法上における同族会社の認定基準は次の何れかの一に該当するかによつて決定することになつております。

(一)、株主（社員）の一人及びその親族その他特殊の関係のある個人（以下同族関係者という）の有する株式（出資）の金額の合計額がその会社の資本金（出資金）の三割以上に当たる会社。

(二)、株主（社員）の三人及び（以下(三)に同じ）……が五割以上になる会社。

(三)、株主（社員）の四人及び（以下同文）……が六割以上になる会社。

(四)、株主（社員）の三人及び（以下同文）……が七割以上になる会社。

計算の結果、以上の(一)から(四)までの何れかに該当する場合は、税法上の同族会社ということになる訳であります。
尚、こゝで注意を要することは、前記の株主（社員）間のお互いは、他人であつても算定上は合算されることになつております。又、こゝで規定する親族及び特殊の関係ある個人とは、次のものをいゝます。

(イ)、配偶者、六親等内の姻族、三親等内の姻族。

(ロ)、株主（出資者）と内縁関係にあるもの及びその親族で同一生計を営んでいるもの。

(ハ)株主（出資者）の個人の使用人（会社の使用人でない）

その他

次に同族会社が、一般の会社（非同族会社）に比して税法上、特殊の取扱を受けていることに関し簡単に解説を進めることにします。

即ち、同族会社が一般会社に比し、税務上特別な観点と取扱を受ける理由は、この会社は親族或は極く少数の首脳者によつて支配される関係上税務の面では個人の意志によつて計算を自由に左右する可能性が極めて大であります。
従つて、この結果、一般会社（非同族会社）との課税上の均衡をはかる関係上、種々の取扱が規定或は通達されております。その主たるものを挙げれば次のものがあります。

(1)同族会社の行爲及び計算の否認に関する規定（法第三十二条の一）であります。
本規定によれば、会社の計算が事実に反したものでなくとも或は法令に反しなくとも、税務署において、その会社の計算が法人税の負担を結果的に不当に軽減する計算の行爲であれば、税務署は任意に否認ができるとの規定であります。

(2)現在、租税特別措置法によつて、同族会社のみに積立金課税が実施されております。

(3)同族会社の社員の対会社との取引行爲計算については、特別の制限が課せられておりますが、詳細は略します。

税務相談

◎苦情相談所問答

問、苦情相談所とは、どんな相談をする処ですか。

答、国税納税者の不平や不満をきき、相談対手になつて、苦情を解決して呉れる所です。

問、相談所に来れば税のことなら、なんでも相談にのつて呉れますか。

答、不平不満があつたら遠慮なく相談に来て下さい。どんなことでも、税に関する限り相談にのります。納得の行くよう最後まで面倒を見て差しあげます。

問、苦情相談所で解決されないものがありますか。

答、苦情の申立にうそがあつたり、申立の内容が無理であるなどは、納税者の主張は通りません。

問、苦情相談所の利用者はどの位ありますか。

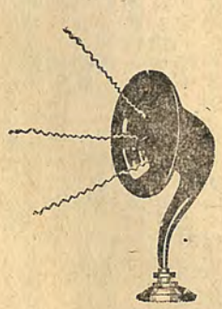
答、今まで利用者は少なかつたです。二十五年度が四千五拾壱人、二十六年度が三千七百四拾五人、二十七年度は三千六百七拾七人となつています。

問、今まで利用者が少なかつたのはどういうわけですか、相談所は相手から話をきくだけで解決してくれず、つまり信頼を失つたからではないですか。

答、それは考え違いであります。これまでの苦情相談を調べてみますと殆んど全部が解決し、納税者は満足し、礼状も来ています、相談所は納税者の立場になつて話をきき、解決を図るのでありますから次第に信頼されて来ています。今まで利用者が少なかつたのは、相談所がどういう所なのか納税者が知らなかつたことや、相談所の場所がよくなかつたことが原因になつていると思います。

問、苦情相談所は税務署と同じ穴のムジナではないのですか。

答、相談所は、税務署の間違いを直す、行き過ぎを直す、こういうために努力をしているので決して同じ穴のムジナではありません。



放送塔

◎商工業者とストライキ

商工業者にストライキはありません。ストライキと同じ力を持つものは、業者が各大きな心持で團結をして世論の力に訴えることだけであります。

×

あなたは今の税制や労働基準法のために苦しんではいませんか。
政府のやることだ、長いものには巻かれろと諦めているのではありませんか。

×

あなたは金融がうまくいつていますか。
もつと政府に対してこうしてもらいたいと考えていることはありませんか。

×

経済政策の矛盾はいつも中小企業者に皺寄せされているのですが、一人でその不満を憤慨していても駄目です。

×

むかしは士農工商といわれ工業や商業の人々は軽くみられていました。
今の時代でも中小企業者の意見を政府や官庁では軽くみている傾きがあるのです。

×

中小商工業者の人々に大きな團結がなかつたからです。中小企業者は孤立しているといわれるのもそのためです。

×

そこで商工会議所は、会員でない商人や工業を営む人々も商工会議所のなかにとり入れて、その團結の力で業者の正しい利益を守るようにしようではありませんか。
商工業者にストはありません。

税務相談 ◎奥様でも専従者控除

昭和二十九年度税制改正において、税負担の合理化を計るため、多くの改正が行われたが、その一つに配偶者に対する専従者控除がある。

配偶者に対する専従者控除の容認は、青色申告制度が創設され、各種の特典が認められるようになつて以来、予定納税制度、記帳費控除の創設等とともに問題となつていたもので、当所はもとより関係各方面から、毎年税制改正の行われるたびに国税庁に対し要望されていたものである。

青色申告者は、いわゆる店の経費と奥の経費とを明確に区分しており、企業経理の明瞭且確実なることは法人と異るところがないので、同居親族の合算課税が廃止せられた今日、当然法人と同様配偶者に対しても同居親族の給與が認められて然るべきである。特に中小企業では、配偶者が事業主と協力している場合が多く、事業所得獲得のため、積極的な働きをしているのが実情であるから、配偶者を除外することは不合理であるということがいえる。

以上の趣旨から今次の改正において配偶者の専従者控除が容認されたわけである。

即ち、改正前の所得税法第十一条の二の規定によれば、青色申告を提出する個人で、その事業に専ら従事する親族のうち配偶者および十五才未満の者に給與を支拂つた場合においても、これを事業上の必要経費に算入しないこととされていたのであるが、今回專従者の範囲を拡張し、配偶者についてもその控除の対象とするとともに、認容金額も六万円から七万円（昭和二十九年分については六万七千五百円）に改められたのである。

なお、配偶者が專従者控除の対象となることによつて、扶養控除の対象とはならなくなるから、扶養控除と差引きすると実益が少いともいわれるが、扶養控除の額、第一人目として四万円であり、專従者控除の額は七万円であるので、差引き三万円が專従者控除の場合余分に控除されることになり、所得の絶対額の少い中小企業にとつて相当の実益となる。

従來青色申告の特典としてかかげられたものの多くは法人、とくに大法人のみが実益を得ていた感がなきにしも非ずであつたが、このたびの改正で、個人企業に対する特典が強化され、法人との不均衡をいく分でも是正できたわけである。

工場經營 ◎重油の需給調整

▽これは去る五月十七日の省議で「重油需給の調整要領」と「昭和二十九年度上期重油消費節約基準」「重油需給調整協議会要領」で決められたもの。

▽重油の需給調整要領は①供給量の調整…重油消費の節減に資するとともに供給の季節的調整を図るため石油販賣業者に対し販賣予定量を指示する。②消費の節減…(1)用途別に重油消費の節減目標を定め、再轉換の指導および熱管理運動の展開を組織的に行い、これが構成をはかる。(2)特に火力発電、セメント等大口重油消費者に対しては、工場別の組織目標を明示、強力に再轉換を指導するとともに石油元賣業者に対しても、その販賣量の限度を指示し、消費の節減に協力せしめる。(3)ただし下記の用途に対しては、重油消費の節減を推進するとともに、その最低所要量の優先的な供給を考慮せしめる。

(イ)内燃機関用（船舶用等）
(ロ)原料用（硫安の重油ガス化学用等）
(ハ)熔解炉（平炉、硝子熔解炉等の特定炉用）
(ニ)輸出製品の品質保持または向上のため、特に重油を必要とする用途（陶磁器、ほうろう鉄器等）

③使用の禁止……焼厨房用、浴場用等については、国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律に基き、十月以降重油および軽油の消費を禁止する。ただし、余熱利用保安等については、例外として使用できるよう措置する。

④重油需給調整協議会を設けて、重油の消費節減等需給調整上必要な措置を適切かつ強力に推進する。協議会は、関係当局の外経済團体の職員をもつて構成する。

⑤その他、建値制等により、特に特約店および、小賣業者の不当な値上げを抑制する。

上期重油消費節約基準

▽**鉱工業部門**△熱管理の強力により、一率に三%の節減を行い、特にボイラ用および、セメント焼成用は、原則として、石炭再轉換を目標とするが、さしあたり再轉換に要する期間等を考慮して節減量を定めている。(1)ボイラー用、およびセメント焼成用四五%減、ただし、事業用火力発電用については專機設備用および起動用等のみを認め、その他は一〇〇%減、(2)内燃機関用原料用および特定炉用等三%減、(3)その他用二八%減、ただし前記(1)および(2)の節減率には、三%の節減を含む。

▽**運輸部門**▽(1)船舶一%の節減、(2)国鉄、機関車の重油混焼用三%減、その他用は、前記各号に準じ節減する。(3)農林水産用、官需保安用およびその他用は、前記各号に準じ節減する。(4)焼厨用、浴場用一〇〇%減。

工場經營 ◎電氣を上手に使用するには

電氣は有効に使われているか

▽中小企業工場の有効電力の活用状況は一般に悪く、過去の診断結果からみてもその値は八〇%～五〇%の程度である。又最高と最低では、使用電力量において一〇〇%～一六〇%の基差を示し、即ち原単位電力量が、一～一・六倍の差がつく。これが現実に影響する面は、他の条件と同一で、収入が一・六～一の差が生ずることにあてはまる。

▽月々支拂う電氣料金を「コスト」に示めす「パーセント」で見たら問題にならない金額のようであるが作業面から考えると動力、労力、資材の浪費、品質の不良、機械能力、歩留の低下等の実例から見ても電力使用の無駄による影響が如何に大きなものであるかがわかる。

▽電力使用制限は、本年三月より解かれたが、電力不足だから使用合理化の必要があり、豊富であればその必要がない、というかといえば、あながちそうでもない。電力が豊富であろうが、不足しようが、電力を有効に活用することによつて生産力を増強しうるからである。

▽電力管理の要けつは、単位電力量当り生産量の増加にある。従つて、工場電力の合理的運用に伴う電力需給調整は、現下最も緊要とするところではなかろうか。

使い方に無理と無駄なく

▽電氣の使用合理化とは、電氣の変形した「エネルギー」が、熱となり、光となつて、又動力となつて一定の仕事をするまでの間、その使い方に無理なく、無駄なく、上手な使い方をすることで、それには、電氣使用合理化の三要素ともいうべき原単位電力量、負荷率、力率等を基準にして研究すべきでそのあらましは次のとおりである。

◇原單位電力量……工場に入つてきた電氣は、屋内配線をとおつて電動機をまわす。この電氣「エネルギー」が、動力「エネルギー」に変つて「ベルト」「シャフト」を通じて作業機械を運轉、一つの仕事をする。この電力及び動力の損失をもつとも少なくし、単位生産量に対する消費電力量を最少限度に止めることで、それには、各部門の接触抵抗を少なくするとか、「ベアリング」の摩擦損失を少なくする等設備を改善するとか、作業方法も段取りや手順に意を注ぎ、電動機や機械を空轉させないようにするのである。

このようにして、一定の仕事に対して消費電力量を少なく使うことを生産原単位電力量の逓減といつて、電力合理化度を比較する目安としている。

◇負荷率……負荷率とは、或る期間中の負荷の平均電力をその期間中の最大電力で除した百分率でなされたものである。これには、

年負荷、月負荷、日負荷率がある。負荷率の向上、即ち電力を一日中凹凸なく、平均して使用すれば工場の変電所の設備は、有効に使われ、特に大きな設備をしなくても済む。電動機でも、作業機械でも能力一ぱいに平均して運轉され、一番良い能率がえられる。これには負荷曲線に関心を拂うことが絶対必要である。

◇力率……電動機に流れこむ電流は磁石を作る電力と馬力になる電流に分かれる。この全電流に対する馬力となる電流の割合を力率という。

電動機が、その馬力を定格より少なく使うと、即ち少負荷、無負荷となるにつれて力率がわるくなる。また負荷によつては、電灯とか、電熱器は、電動機と異なり、励磁等が不要であるから力率は一〇〇%である。力率は負荷の種類によつても異なるが、力率が悪いと無駄な電流が多く消費されるので、当然改善しなければならない電氣は、機械の効率向上と異なり「コンデンサー」により簡単に一〇〇%にもなしえる便利さがある。なお、九五%までは比較的設備費も少なくて済むのでこの線までは是非到達する必要がある。

商店經營 百貨店対策

此頃百貨店法制定について各所で論議が進められている、百貨店の攻勢が近接小都市の小賣商店を圧迫するという事が、此の声を生んだのである。百貨店のあの大資本と近代設備とを以つて小賣店を攻めるなら、一たまりもなく小賣店は参るにきまつている、かといつて百貨店も商店街に店をもたねば成立たないのだから小賣店を仇にして営業をしてはならないし、まさかそんなケチな考であの華々しい営業はやるまい、一方小賣店にしてみると、百貨店に客をとられるといつて、その対抗策を百貨店法制定にのみ求める事は、適切でない、百貨店のもつ美点と欠点を研究して、小賣店のもつ特色を生かす事に努力すべきである、大資本に対抗するという考え方よりも自己を百%生かす、小賣店のもつよい面を生かすという事に向わねばなるまい、ではそれはどんな事かというと、商店の信用を守ることである、百貨店では正札励行でやれるのに小賣店は値切られるとまけるという此の事を考えなおす事である、小賣店自体にも反省せねばならない、百貨店の研究も怠つてはならないし、小賣商店街の協同一致の強化と云う面でも、もつと真剣になつて対策をねるべきである、百貨店の行きすぎ的商法—友の会等は今問題になつているが、小賣店も此の問題になる様な新手を考え出すという事にも努力すべきではあるまいか、百貨店は社会的な面にも客を引く為とは言い乍ら、可なり多くの賣場を催場として提供している此の事実を、小賣商店街でもとりいれて、協同の催場を設けるという事も考えてよいのではないか、共同して買物を配達するという事も、電鉄を自由に利用している百貨店でなければ難しいが、それでもやり方によつてもできぬ事もない百貨店が夜間営業をしないし、営業時間も短い此の虚をつく小賣商店街の考え方にもつと、積極性があつたら、百貨店に対抗できる事にもなる、店員の商品知識の低さは百貨店に於て著しい事も、小賣店で突くべき穴であり、家庭と近いと言う得点を、更には時間と電車賃の点をも考えさせるによい条件をもつているとも、小賣店が大いに消費者に、百貨店に行かない様に宣傳してよい事だ。

女学生の間で某百貨店の包装紙が本の上包用に愛用されていると言う調査も亦見逃してはならない事である、何れにしても百貨店対策といつて開きなおる前に小賣店が百貨店に学ぶと言う考え方をもつて、商権擁護につとめる事が、百貨店法制定と言う事よりもより効果的ではあるまいか。



放送塔

中共向禁輸品目の解除

わが国の中共向け輸出物資の輸出制限は昭和二十八年一月三十日の第一回の解除より本年五月二十八日の第十一回の解除をもつて、わが国も西欧並の禁輸線まで緩和されたが、さらに整理して左の十一品目が解禁された。これで解禁品目は約四百品目となつた。

1 保安および救命用具（鉱山用ガス検知器、潜水用具および救命具など）
2 バイルハンマー
3 レベル、トランシットおよび経緯儀（高精度のものを除く）
4 写真機および引伸機用レンズ
5 工業薬品（ブチルアルコール、アリルアルコール、オクチルアルコール、ラウリルアルコール、燐酸トリフエニール、ブチルアセテート、エチルアセテート、燐酸アンモニウム、無水クロム酸、臭素、弗化カリウム、弗化ナトリウムおよび沃度）
6 醋酸繊維素（成形加工品を含む）
7 コバルト顔料および乾燥剤の一部
8 活性炭
9 シリカゲル
10 耐火煉瓦の一部
11 ナイロン糸およびナイロンステープル

商店經營 アーケード是非

今、日本の津々浦々の商店街を風靡しているのはアーケードであろう。

人口四十万乃至五十万になつたら、商店街は建築の美しさでゆくべきだとする説もあり、アーケードそのものに対するいろいろ得失があるので、今後永久の姿ではあり得ないことは確かであるが、ともかくここ四、五年はこれでゆく狀勢にあるとされている。

アーケードの効果

アーケードの効果は大きいと云われるが次の諸点があげられる。

㈠アーケードをやると町が立派になり、商店街らしい商店街になる。

㈡アーケードができると、顧客がその商店街に親愛感を感じる。

㈢アーケードをやると店頭の商品がいたまない。

風雨にさらされないばかりでなく、陽にやけない。

㈣アーケードをやると、お客が風雨や夏の暑い陽をうけないので、お客がおちつく。

㈤アーケードをやると、店頭陳列が解放され、進んでアーケード陳列がやれるようになる。

といつたようなところが主な効果である。

ところがこれに缺点がないでもない。

㈠缺点の第一は、アーケードをやると町の建築美はあたま打ちになる。

㈡アーケードをやると陽がささなくなる。むろん開閉したり、引き窓的なこともできるが、それだけでは—例えば初春晩秋のような時市民にカラリと晴れた太陽の光線を浴びせるわけにはゆかない。

㈢店内の照明費はドウしてもかさみ、店員の健康にも多少は影響しよう。

㈣大火の時は消防上どうしても不自由である。またトンネル式のものになると火が早く廻る。

㈤ドウも外観上、余りよいものではない。

この五つの缺点中、㈠は如何ともなし難いが、これは人口十四、五万以下の都市ならたいして建築美もないから、氣にすることはないかも知れない。

商店經營 △商店照明の在り方

(1) 商店照明の目標

商店新築の場合に照明の設計、または既設の設備の改造のような場合において、一番重要なことは客の層をつかみ、その層に対して最も有効な照明を考えることである。その第一歩において誤つたら折角の照明も役に立たず、反つて逆効果になることすらある。

よく店主が自分の個人的好みを極端に採り入れた店があるが、このような店は外からながめては芸術品でも見るようで感じがよいが何となく入る氣がしないという店が多い。また老舗などでは照明の如何に拘らず、客は一定しているという点から、あかりも暗い店が多いが、商店街全体からすればそういう店の存在が癌になるので、街全体の感じをよくするという意味で附近の店と余りちがわぬ照明を設置することが望ましい。

また照明によつて客の層を変えることもあり得る、某大都市の靴店が全市一の明るい照明に改善したら、客の数が減少した代りに高級品が賣れて賣上合計金額は反つて増した例がある。然しこのようなことは大都会の如くいろ〳〵の客層のある所ではあり得るが、地方小都市で客の層の種類の少ない所では愼重に考えないと失敗する。

(2) 照明計画の順序

最初に先ず晝間の照明を考え、日光を出来るだけ取り入れることを考える。百貨店のような大きな建物では窓の光が十分効かず晝間も大概点燈している関係上、むしろ窓を小さく、或ひは全廃して、陳列面積を増すことが有利な場合もあり得るが、普通の商店では電力の不足がまだ数年つづく以上、なるべく日光を取り入れるようにつとめるのは当然であろう。

次に照明の方法として普通の電球にすべきか螢光燈にすべきかをきめる。勿論設備費は螢光燈が高いが、経費は安くつくので、その比較計算等をし、更に自分の店の資金その他経済事情を考えて愼重にきめる。然しいずれは螢光燈化するのは自然の勢であるからその見透しをつけて、近い内に再改造するような愚をさけなければならない。

放送塔

◉国際見本市開かれる

左記の通り国際見本市が開かれます。県内にて優秀な輸出商品製造業者の方々は奮つて出品せられます様御すすめ致します。

一九五五年日本國際見本市出品要綱

1、趣旨
日本の優秀な輸出商品を網羅すると共に外国の商品を廣く收集展示し、世界各国からバイヤーを招致して貿易取引の飛躍的增進をはかる。

2、名稱
日本国際見本市(東京)

3、主催
東京国際見本市協会
(東京都 東京商工会議所 海外市場調査会)

4、後援
通商産業省、外務省、大藏省、運輸省

5、協賛
日本商工会議所、日本貿易会、全日本観光連盟、全国貿易振興機関連合会、全国的主要産業團体

6、開催地
東京都

7、会期
昭和三十年五月五日(木)より五月十八日(水)まで

8、会場
第一会場　東京産業会館(千代田区大手町)会場面積二、八〇〇坪
第二会場　東京港晴海埠頭(中央区晴海町)
屋内会場面積　四、〇〇〇坪
屋外会場面積　一、二〇〇坪

9、出品者
日本国際見本市に出品できるものは次の通りになつている。
(イ)　日本の製造業者、販賣業者、貿易業者又はそれらの代理者。
(ロ)　日本以外の製造業者、販賣業者又はそれらの代理者。
(ハ)　外国の政府機関又はこれに準ずるもの。
(ニ)　宣傳的性質をおびた出品で事務局長の承認をえたもの。

10、出品申込の單位
一小間(10呎×10呎)を單位とする。

11、出品料
屋内会場　一小間七二、〇〇〇円(小間、照明、商社名板、名簿掲載を含む)
屋外会場　一小間二五、〇〇〇円(小間、区劃手摺、商社名板、名簿掲載を含む)

12、出品申込
所定の様式による出品申込書(事務局に用意している)に所定事項を記入し当該道府県市経由事務局に申込むこと。

13、出品料の拂込
出品申込と同時に出品料の三〇%を保証金として事務局に拂込み、出品料の殘額は契約書提出と同時に昭和三十年二月十日までに拂込むこと。

14、申込期限
昭和三十九年十二月三十一日までとなつているが、期限内であつても滿小間になり次第申込を締切る。

15、出品物の種別
出品物は次の七類に大別している。
(1)　纖維及び同製品
(2)　機械及び器具(部品、附属品を含む)
(3)　金属及び同製品
(4)　化学製品
(5)　食料及び農水産物
(6)　雜貨
(7)　観光並びに宣傳

16、以上の外詳しいことは左記へ御問合せのこと。

日本国際見本市事務局
東京都千代田区丸ノ内三ノ一
東京都経済局庁舎内
電話和田倉(20)一〇〇一～一〇
一一〇一～一一〇
一二〇一～一一〇

東京国際見本市協会
大阪事務局
大阪市東区内本町橋詰町
国際見本市会館内
電話東(94)五六三一～五
五七三一～五

放送塔

大使館より警告

ミュンヘン市ベルヒ・アンド・メルコニヤン会社の共同経営者アルフオンス・ベルヒ氏はドイツ商社の委託をうけていないにも拘らず他国と一手販賣をしようと企てているので、日本の業者各位は十分注意されたいとこの程駐日ドイツ大使館から東京商工会議所に左記通達があつた。

◇　◇

拜啓、本大使館経済部の会つたところによると、アルフオンス・ベルヒー ALFONS BOELCH (一九二一年九月十四日ドイツ・エリンゲン生れ)と称する。在ミュンヘン市ベルヒ・アンド・カルコニアン (BOELCH & MELIKONIAN) 会社の共同経営者なる者、目下中央及び極東アジア地方に商用のため旅行中なる由です。右ベルヒ氏は、ドイツ商社の名を用いて、その商社から何等委任を受けていないのにも拘らず、他国の関心ある会社と一手販賣契約を結ばんとしているとのことである。

ついては、米大使館経済部は、貴会議所の会員たる諸会社が、ベルヒ氏に関し警戒するよう御注意下されたく、またベルヒ氏が貴区域にその姿を現わした場合には、お知らせ頂きたく御願い致します。

敬具

うめ草

〝あなたの聲は〟

あなたは常日頃〝こうして貰えたら〟とか〝こんな具合に〟といろいろ考えて居られるでしょう。

だがしかし、直接あなたの声は、行政庁えは仲々届きそうもありません。

国の政策を進めるために国会議員を、そして県の、市の、私達の社会をよりよく明るい住みよいものとする爲にそれぞれの議員を送つています。

それと同じように、それぞれの地域の商工業をより繁栄することを目的として設立されているのが、商工会議所なのです。

現在商工会議所は全国都市に設けられ、その数四百有余、それぞれ活潑に活動しています。

全国的に縦横にめぐらされた商工業のこの組織網は、日本商工会議所を頂点として国際的には世界各国の会議所と連絡しているのです。そして国際的にはロンドンの会議所も内地の会議所も同一に評價される権威ある機関なのであります。

放送塔

日米企業手をつなぐ
＝商工会議所の斡旋で＝

日本の企業と米国の企業の間に工業資本、機械、技術、秘密方式、特許などの交流を助長し、産業の発展をはかるため日本商工会議所では米国大使館と緊密な連絡を保つているが、今般米国対外活動本部中小企業局の現地斡旋機関として日本商工会議所や各地の商工会議所がこの方面の仕事を担当することとなつた。

新らしい製法、設備、技術、工業知識や資本の投資を必要とする場合、左の四つの条項に該当するときは米国商社との間に投資の取極めが出來る可能性があり、商工会議所では斡旋することになつている。

一、原料の一部又は全部が現地において入手可能であれば特定の部品、近代的製法機械又は資本の一部が米国商社によつて提供され得る。

二、完成品が日本の企業で組立てられる場合、米国商社が構成部品を供給し、技術援助を與えることが出來る。

三、特定商品を製造している日本の既設会社が、生産設備の近代化又は企業拡充をはかり、又は米国の製法秘密方式もしくは特に近代設備並に機械の利用により新製品の生産を始めたい場合には、これらが米国の投資家から提供され得る。

米国の商社は投資の対價として、契約の条件によつては同意された利益の何パーセントとか、特許料の支拂又は日本企業の株式を希望するかも知れない。

四、米国において市場性があると考えられる商品に対し日本の企業も米国商社に対し、特許、製法、技術又は知識を投資することが出來る、

米国商社との提携を希望する業者は現地斡旋機関たる商工会議所その他に備付けの登録書に所要の事項を記入して提出すれば、

斡旋機関はこの書類を米国対外活動本部中小企業局に送達し、相手方たる米国商社と連絡が出來ることとなる、当会議所会員業者ののうち御希望のむきは事務局に御申出で願います。

うめ草

時間勵行要項

ロータリー倶樂部作る

よいことゝ、知りつゝ実行の出来ないものの一つに時間の励行ということがある。奈良ロータリークラブでは下記の様な要項を、こしらへて各方面に呼び掛けている。皆様の御協力を切望致します。

一、諸会合の開始時間は集会者の多寡を論ぜず励行のこと

二、前項の開始時間励行の為には主催者は開始時間の遅くとも五分前に会場に臨むこと

三、諸会合の開始時間励行の為には必ず当日の会合の終了時間を定め予め之を出席予定者に通知し且つ右終了時刻を励行すること

四、前項の終了時刻励行の為には当日の会合の内容により適当なる終了予定時刻を定め時刻切迫と共に終了時間延長を来すが如き事は之を避くること

五、昼食又は夕食を予定する諸会合には予め出席予定者に此の旨を通知し其の要否の回答をとり無駄なく準備すると共に右昼食又は夕食の終了予定時刻も併せて通知し置き出席者をして爾後の時間活用に便ならしむること

六、諸会合の開始時刻又は終了時刻を定むるに際しては出席予定者の交通機関利用との関係等をも考慮し無理なき時刻を定むる事

七、諸会合の通知は主宰者に於て出席者の都合を考慮し出来得る限り前広に通知し以て各自の行事予定に変更を来さしめざる様配慮すること

うめ草

電氣の常識

包藏水力

発電に利用し得る水力資源のことで、河川の流量と落差から算定される。我が国では二千万キロワット（内既に開発されたものは約七百万キロワット）と称されているが、固定したものではなく、その時の技術水準に基く計画の数値であるから、新しい観点から再検討すればもつと大きなものとなるだろう。

キロワット（電力）とキロワット時（電力量）

電氣が仕事をする能力を電力といい、ワット（一、〇〇〇ワットが一キロワット）で表わす。之は大体電圧（ボルト）と電流（アンペア）をかけた数値で示される。電氣のした仕事の量は、電力に時間をかけた数値即ち電力量（ワット時又はキロワット時）で表わされる。

豊水期と渇水期

河川の出水状況によつて常識的に大別しているもので、大体豊水期は毎年四月の雪解けの頃から始まり六月頃迄続く。秋は台風の関係もあつていくらか豊水で、夏季と冬季は渇水で特に一二月頃が甚だしい。

出水率

貯水池のない水路式発電所の場合、河川の流量の中本流から取入れて発電に利用される水量を自然流量といい、或月の自然流量の平年の当該月の自然流量に対する比率を出水率という。

一次変電所

発電所の電氣を需用地に供給するためには、まず特別高圧逆電線で需用地の近郊に設けられた主要発電所迄送られ、ここで電圧を下げて配電用変電所に送られるもので、この主要変電所を一次変電所といい、配電用変電所を二次変電所という。

會議所の頁

産業人のスポークマン 商工業者のサービスセンター 商工會議所案内

○はしがき

世の中は一人の力ではどうにもならないことが多い、人間一人の力というものは実に微力に過ぎません。皆んなが一致結束した力は大きく、発言力も、おのずから権威づけられてくる訳であります。

商工会議所存立の意義もこゝにあるのでありまして、而も折角法律によつて認められた団体であります。

われ〳〵業者の唯一の〝よりどころ〟といえるでありましよう。……以下商工会議所の「あり方」の大要について述べて見ることにいたします。

○商工会議所とはどんなところか

商工会議所とは、商工会議所法によつて、組織された商工業者のためのと申上げるより業者自身の自主的民主的な経済団体であつて、わが奈良県商工会議所は奈良県一円を地区となつておりますので、県下全商工業者の会議所ともいえましよう。そうして業者が相寄り県内商工業の総合的な改善発達を図るのであります。又他面においては、全国各地の会議所及び世界各国の会議所とも、連繋のある団体であります。謂わば商工会議所は大きく横の団体組織であり各業種別組合は縦の組織ということになりまして決して重複しないのみならず、寧ろこの縦と横の繋りのあることこそ強力な活動ができ、商工業の発展を期待し得るものであります。

○商工会議所は何をするとをころか

商工会議所は何をするところか？といえば商工業者が相寄つて意見を交換し、輿論を結集して商工業の進歩発達を図り、業者の共同利益を増進すると共に経済界の繁栄を通じ社会公共の福祉増進に貢献することを目的としています。尚延いては、一般国民経済の健全な発展を図り、併せて国際経済の進展に寄與する機関であります。

○商工会議所の具体的な仕事はなにか

商工会議所の具体的な業務として、其の主なものを挙げて見ましよう。

一、商工業振興のために必要な、いろいろな会議や、懇談会を開き、商工業界の意見を取り纒め、之れを公表し、政府や、政党、国会、県市其他各方面の行政庁に対し意見を具申し又は建議、陳情などをして、商工業者の忠実な「スポークスマン」となります。

二、政府其他の行政庁から、商工業に関するいろ〳〵な諮問が参りますので、これに対し、商工業の振興発展を基本的な条件として意見を答申します。

三、商工業に関するいろ〳〵な調査研究をし又は資料の蒐集をして、各方面の利用に供し又は本県産業の実態を全国は勿論、場合に依つては世界に紹介、宣傳を致します。

四、県内生産品其他各種商品の品質又は数量、当該業者の事業内容其他につき証明や鑑定を行い又は検査を施行します。

五、輸出商品の原産地証明を行いまず。（現在ではこの証明がなければ輸出出来ません。）

六、商工業の取引や商談などに必要な場所を設備し又は会社や団体、組合などの総会、役員会或は講習会、講演会など、いろ〳〵な会合をせらるゝに適当な会議場を設け会員の御利用に供しています。

七、時々斯界の名士、業界のエキスパートを招聘して講演会、講習会を主催して商工業経営の指針たらしめ業界発展に資することにしています。

八、企業経営上必要な技術、技能の普及を図り又はその検定を行つて、いつも奨励策を講じています。

九、各地で催される、博覧会や見本市には県内生産品の出品を斡旋し又は自ら主催して、其の販賣拡張に努めています。

十、全国各地より來信する賣込みたいもの、買入れたいものなど商取引の紹介につき仲介の労を取り又は県内生産品の販賣についても各地に紹介して、いつも斡旋しています。

十一、商工業に関する取引、調査、税制、金融其他企業経営上必要ないろいろな事柄について相談に應じ又は指導したり、信用の調査などをして、商取引上の便宜を図つています。

十二、国、県その他行政庁から商工振興上必要な行政面の仕事の委託を受けて居ります。

以上の様に各種の業務を遂行して常に奈良県商工業発展のため努力して居ります。

○会員になつたらどんな得があるか

この質問をいつも受けるのですが、会員になつたからといつて、直ちに税金が安くなるものでもなし、又すぐに儲かるものでもありませんが、強いて特典を申しますれば、

一、会議所発行の機関紙、商工案内等の刊行物の無料配布が受けられる。

二、商品の販賣、仕入及材料の入手斡旋、商取引の照会調査及紹介状、各種証明等特別の依頼申込が出来る。

三、税金、特許、店舗設計、工場商店の経営、経理会計、商工業関係の法律等に関し無料相談が受けられる。

四、各種の説明会、講演会、講習会、懇談会等に出席し又は展示会、展覧会、見本市等に優先出品が出来、或は又即賣を依頼することが出来る。

五、会議所のホール、会議室、その他各種の施設が優先的に利用出来る。

六、会議所会員は全国の商工会議所何処へ行つても同様の利便が受けられる。

七、会議所会員であると云う事で其の地方並に業界に於いて優位と信用を廣く社会から認められる。

八、会議所を通じ、自分の意見が発表出来て商工政策に採用させることが出来る。

九、会員が納付する会議所の会費は事業上の経費として認められ、それだけ税金が安くなる。

十、商工業に関することならどんな事でも会議所に申出て利用することが出来る。

こうした個々の利益よりも、商工業全体の利益を図ることが、本体でありまして、この共同利益を図つてこそ個人の利益も増進する所以でもあるのであります。勿論会議所を利用される程度、又は協力して頂く熱意によつて、前に掲げたような個々に利益を受けられることはもとよりであります。現に会議所をうまく利用して便宜を得て居られる業者も相当多いのであります。要は積極的に会議所を活用せられる程度如何によつて、その享けられる利益の程度も違つてくるものであります。

それから又会議所へ入会しなくても事業はやつて行けるという人もあります。然しそれは目先だけのことであつて、こうした機関を利用せられ、会議所の運営に協力せられてこそ企業経営の進歩もあり、前進も考えられるものであります。消極的なその日暮しの経営では、十年一日の如く、いつ迄たつても進歩、発展がありません。そこに商工業者としての積極性と、お互の結集の力が必要になつて來るのであります。今や全国各都市に会議所のないところはありませんのもこの故であります。

我奈良県は当会議所、唯一つだけで、このたつた一つの会議所でさえ維持出來ないようでは、奈良県の産業界に一抹の淋しさを感じるではありませんか、どうか全商工業者が会員となつて、奈良県の商工行政を推進し、延いては国の行政面にも反映させ、県下産業の発展に寄與せられたいものであります。

序でありますが欧米諸国では商工会議所の発言力が非常に強く、随つて、会員になるのにも紹介者が要り、嚴重な審査があつて、信用のある人でないと会員になれないそうで、それだけに商工会議所の会員は信用度が高く、商業便宜などには皆会議所会員であることの表示がしてありまして、これが一つの信用状に通用されています。これ程会議所が力強いものになつているのも、要は自主的な業者自らの自覚によつて、つくり上げ、築き上げた結果であります。われ〳〵商工業者の以て他山の石とすべきでありましょう。

○會議所の経費はどうして賄はれるか

商工会議所は公共的な仕事をして居りますが、政府のものでも県のものでもなく、商工業者が相寄り相集つて民主的に運営する業者自らの團体でありますので、経費も会員の会費によつて賄われています。

現在の会費は

個人企業では……一口年額　壱千円
会社團体等の法人では……一口年額　弐千円

となつています。然しこれは最低でありまして、中には一人又は、一会社で五口……十口…二十口五十口と、最高は会社の五十口という多額の御負担を願つている会員も相当居られます。

何は兎もあれ、個人であれば月に「ビース」二個程度、法人であれば月に百六十円余りで会員になつて頂けます。尚此の経費は営業上の損金として認められますから、所得税がその割合で安くなります。

○商工会議所と特定商工業者

昭和廿八年に新らしく会議所法が改正なりまして、今までの会員だけでなしに、地域内の一定基準以上の商工業者（これを特定商工業者という）も加えた会議所として新発足することになりました。

そうして之れ等の特定商工業者には、議員の選挙権があり、会議所の運営に参加して頂くことに、法律に定められたのであります。

◎特定商工業者とは

本県では、事業税年額三万六千円以上の個人又は法人若くは資本金三十万円以上の法人であります。これ等の商工業者は、好むと、好まざるとに拘わらず、会議所に於て一定の台帳（法定台帳という）に法律で定められた事項を、登録しなければならない義務を負わされています。

そして又これ等の特定商工業者は、登録上必要な照会や調査に應ずる義務があり、調査を拒むことが出來ないのであります。

◎法定台帳は何に使用せられるか

法定台帳は、常時会議所に備えつけて置いて、毎年異動を調査訂正して、全国各地から來る商取引、金融其他必要な信用の調査、或は各種の証明、鑑定等の参考資料となり又は公表して差支えない事柄については一定の名簿を作つて（全国（都合に依つては国外まで）に頒布して、本県商工業の紹介、宣傳の材料にするなど、商工業振興上必要なあらゆる面に活用するものであります。從つてこれ等台帳の作成や、其の運用には相当な経費が伴いますので、被登録業者の方は一定の負担金を納付して頂くことになつて居ります。



放送塔

代金支拂遅延にお困りの下請業者の方へ告ぐ

親企業が下請代金の支払を不当に遅延させたり、またこれに関連して下請業者の利益を不当に害したりして、下請業者の経営を圧迫したりすることは独禁法の所謂「不公正な取引方法」として法により嚴重に取締られていますが、しかしこの解釈が困難でありますので、この判定を平易にするため公正取引委員会では去る三月「下請代金の不当な支払遅延に関する認定基準」を発表し、一般の注意を喚起しましたが未だ徹底を欠く点もあり、殊に最近の金融事情のもとでは下請代金の遅払は漸次増加の傾向にありますので次にその要点を説明して見ましよう。

対象となる業種は何か

この認定基準の対象となる業種は一応機械器具及び武器の製造、修理業に限定されています。但し今後必要があれば対象業種を追加したり或は他の業種にもこの認定基準を準用される場合もあります。次に注意すべきは機械器具という業種の範囲で、即ち原動機、工作機械、建設用機械、自動車、航空機、その他の機械器具等々と非常に広範なもので且つ完成品の製造、組立ばかりでなく、部品や特定の附属品の製造も含まれていることであります。尚下請業者が対象以外の業種であつても親企業が対象業種……たとへば木工業者がミシンテーブルをミシン会社より下請するような場合……であれば、この認定基準の適用を受けます。

親企業と下請業者の意義

○こゝでいう親企業とは機械器具または武器の製造、修理を専業或は兼業とする事業者を意味します。

○下請業者とは少くも次の三つの要件を備えているものを意味します。即ち

イ、小規模の事業者である。

ロ、親企業の註文に応じて、その製品の一部又は全部について製作、加工、組立、工事修理等を行い、市販品の製作を行つていない事業者である。

ハ、一つ若しくは三つとか小数の親企業の下請を自分の主な事業とし、下請註文に依存しなければ、自己の経営を維持して行けない事業者である。但し取引先が多数あつて、特定小数の親企業に依存しなくても自立出來る業者を除きます。尚下請業者が更に再下請業者に下請せしめ、更に次の下請業者というふうに下請取引は複雑多岐に亘つておりますが、どの段階の下請取引でも親企業が対象業種であれば、この認定基準の適用を受けます。尚認定基準について詳細なことは会議所へ御出になれば説明いたします。

◎ 續々申込まれる新加入会員御紹介

本年四月より新らしく発足しました、奈良県商工会議所では、新加入の申込を受付けて居りますが、本年度(四月一日)に入つてから既に数拾名の御申込がありました、目下続々受付中ですが、本稿締切までに御加入の会員は左の通りであります。

住所又は所在地	氏名又は名称
吉野郡下市町	井上幸吉
奈良市橋本町	北岡茂
同　東向中町	大畠明文堂
同　佐保川西町	杉本商店
北葛城郡二上村	山本壽一
奈良市芝辻北町六	河内末雄
同　東向中町二三	米田甚之助
同　下三条町	大和商工株式会社
同　南京終町	吉野工材株式会社
大和高田市大字高田	菱藤林業株式会社
吉野郡大淀町字檜垣本	大和中央陸運株式会社
奈良市椿井町	西吉野建設工業株式会社
大和郡山市新中二七	皆花楼
大和高田市市町	奈良証券株式会社
同　天神橋筋	内藤証券田原本営業所
同　本郷二丁目一五八四	吉野建設工業株式会社
奈良県生駒郡北倭村	羽根木材株式会社
同　高山	山本鉄工所
大阪市天王寺区六万体町四十四番地	岩本清一郎
奈良市東向北町	堀内証券株式会社
同　南町	中村産業株式会社
同　高畑町	大勝工業株式会社
	株式会社稲田商店
	丸山三二商店
	天理市大字川原城
	吉野郡大淀町下淵
	宇智郡五条町
	奈良市北袋町七
	同　餅飯殿町
	同　紀寺東口町七六八
	天理市大字長柄
	奈良市南京終町
	吉野郡小川村小
	奈良市西木辻町
	大和高田市高砂町二ノ一四四ノ一
	北葛城郡馬見町大字安部
	奈良市油阪東町
	宇智郡五条町
	同　野原町
	吉野郡大淀町下淵
	同　吉野町
	磯城郡香久山村大字膽夫
	奈良市下三条町三四
	南葛城郡御所町
	北葛城郡新庄町大字東室
	大和高田市
	大和郡山市南郡山
	天理市大字丹波市
	大和高田市高田
	吉野郡十津川村上野地
	高市郡鴨公村
	磯城郡櫻井町安倍
	吉野郡上市町上市
	同
	奈良市油阪町七二
	磯城郡櫻井町
	同
	同　大字粟殿
	吉野郡大淀町
	同　大字下淵
	大和高田市大字高田
	吉野郡大塔村大字辻堂
	磯城郡櫻井町大西町
	同　田原本町
	同
	吉野郡大淀町下淵
	同
	天理市柳本町
	大和高田市大国町
	奈良市角振町
	同　西木辻町
	奈良県御所町
	天理市大字檜ノ二九
	奈良市西城戸町
	合資会社中嶋工業所
	関西土建工業株式会社
	浦井組
	三共土建株式会社
	大正海上火災保険KK
	株式会社松田組
	飯田酒造株式会社
	今西土建工業株式会社
	山本組
	株式会社滝本組
	株式会社菊井工務店
	村本工務店
	日新火災海上保険KK奈良営業所
	五条酒造株式会社
	金久産業株式会社
	新興木材工業株式会社
	吉野大峯ケーブル自動車KK
	合名会社東嶋又三郎商店
	日本火災海上保険KK奈良支部
	河合義和
	梅乃宿酒造株式会社
	村島酒造株式会社
	稲田光治
	宮崎酒造場
	株式会社狐井屋
	大十建設株式会社
	株式会社吉田養眞堂

◉會議所一ケ年のあゆみ!!!

昨二十八年度(昭和二十八年四月より今年の三月まで)は講和発効第二年目を迎へて、経済の安定に乗り出した、我国の経済界も世界的の不況に、おそわれて、輸出は振はず、滞貨は激増し、加ふるに七月と九月の風水害は、経済界を一層不振に陥れました。

更に昭和二十九年の始めより政府のデフレ政策により金融は硬塞され、生産の縮少、企業各方面の不振は、日本経済の脆弱性を遺憾なく露呈して、国家経済は正に累卵の危うきにあるような感が深かつたのでありました。

本県の産業は大都市に比し積極性に乏しいですがその反面堅実性を特色としている関係上幸にして、大きな破綻を見ていませんが、デフレ政策の長期化と共に、前途は仲々楽観を許さないものがあります。

この間に処して当会議所は、県下産業人のよきしるべとなり、リーダーともなつて県下経済人と相携へて、この難局打開に邁進して来ました、この一ケ年間に、あゆんで来ました、会議所の各種業務のあらましを左記に記して見ましょう。

一、交易振興対策に関する事業

県内物産の販路拡張と輸出の促進を目的として実施した主な事業は

(一) 見本市、展示会の斡旋

i、奈良県観光と物産展の開催

県、奈良市と共催にて次の通り開催した。

会　期　昭和二十八年十月七日より十一日迄

会　場　札幌市今井百貨店

本物産展に出品せられたものは、蚊帳、メリヤス、靴下、奈良漬、筆墨、竹製品等県下特産品を網羅し、特に見本取引希望者には別途斡旋も行い、県物産の北海道進出に予想以上の効果を挙げた。

2、函館「中部日本展」に協力

函館市等の要請により出品を勧誘協力した。

会　期　昭和二十八年七月一日より十日迄　十日間

会　場　函館市森屋百貨店

3、「ECAFE」に出品を勧誘

七月初旬バンコックに於けるECAFEに対し、竹、木工品の出品を斡旋した。

(二) 貝釦の輸出振興に協力

七月三日、本県輸出工産品の大宗をなす貝釦製造業者による全国輸出貝釦工業協同組合総会に大西次長出席、貝釦の輸出振興並原貝の輸入等に就き協議した。

二、商業振興対策に関する事業

商取引の斡旋、商店街の発展その他商業振興に資するため実施したる主な事業は(但し、商取引斡旋に付いては商工相談所の項参照)

(一) 県下商店街大賣出しに協賛

イ、八月一、二の両日県下商店街中元大賣出し協賛のため宣傳カーを県下一円に繰り出し、これが宣傳に力めた。

ロ、十二月十六、十九、二十日の三日間、宣傳カーによつて、年末大賣出し協賛宣傳を行つた。

(二) 各種コンクールの後援

1、八月十三日、第四回店頭装飾コンクールを後援、審査員を派遣した。

2、十月七日、第一回店頭照明コンクールを後援、審査員を派遣した。

(三) その他商業振興に必要なる各種会合を主催、又は出席したるもの。

昭和二十八年七月十一日　県主催商業振興懇談会に吉川会頭、中村常務出席
同　年十月十二日　中小企業庁主催、西日本商業診断員講習会に和井田副主事出席
昭和二十九年一月十八日　商友会総会に吉川会頭、中村常務出席
同　年一月二十三日　東向商店街総会に中村常務出席
同　年三月九日　奈良市商店街連盟総会に中村常務、和井田副主事出席
同　年三月二十六日　県下商店街振興に関する懇談会を主催

三、工業振興対策に関する事業

県下工産品の紹介斡旋に力むると共に工場経営の合理化、生産コスト切下げに資する為め実施したる主な事業は

(但し、紹介斡旋に付いては商工相談所の項参照)

(一) 熟管理講習会の開催

1、昭和二十八年十一月十三日　熟管理技術講習会を東和醸造(株)に於て県と共催した。

2、昭和二十九年三月二十六日　王寺町日本アスベスト工場に於て県と共催した。

(二) 工場見学会の開催

昭和二十八年七月十二日　枚方変電所を見学
同　年九月二十八日　北辰電機製作所及積水化学工場を見学
同　年十一月二十八日　尼ヶ崎火力発電所及日本板ガラス工場を見学

(三) その他工業振興に必要なる各種会合を主催又は出席したるもの

昭和二十八年十一月五日　県主催、電力需給調整規則改正に関する懇談会に京極主事出席
同　年十一月二十七日　県主催、中小織物工場電力管理診断実施打合会に吉崎副主事出席
昭和二十九年三月十日　工業委員会を開催、電力料金値上問題を検討

四、其の他商工業全般に亘る振興対策に関する事業

本県産業の特色である中小企業を対象として金融、税務、経理、法規、技術等経営上必要なる事項に対し、指導的役割を果たし、且つ県下商工業の振興育成に資するため実施したる主なるものは

(一) 商工相談所の概況

本年度中に於ける相談状況次の通り。

1、相談種類及件数

相談事項	件数	内容
法規	二六	主として商法、特許法、労基法に関する事項
資材	三七	原材料の販売等の斡旋が多い
金融	八八	事業資金の融資、保証協会、国民金融金庫利用について
税務	七八	青色申告、帳簿指導について
経営	三六	取引拡張、法人組織化、店舗改造について
経理	六九	決算、簿記指導等について
労働	一六	人事、ベースアップに必要なる物価の説明等について
技術	五	貝釦、模造真珠製造等について
特許	三	手続、法規の照会
意匠	二四	意匠登録、特殊印刷、ポスターの斡旋について
貿易	三一	沖縄貿易、県下特産品の輸出、原産地証明等について
取引	九九四	県下特産品、各種商品の取引、紹介、斡旋について
電氣	二	電氣設備、料金について
その他	五五	商工団体、観光事業その他について
合計	一、四六四	

2、以上相談件数の内業種別来所者数

金属工業	四〇	製材及木製品工業	五二
窯業及土石工業	一五	その他工業	一〇四
食料品工業	六四	衣料品商業	七三
機械器具工業	四三	食料品商業	七〇
紡織工業	五八	住居用商業	三一
印刷及製本業	九	その他商業	一一五
化学工業	一七	合計	六九一

3、文書による相談件数(主として商取引の斡旋)

繊維関係	七八件	名産品関係その他の商品及び各種の調査等合計	一八件
食料品関係	一四一件		四七七件
製材及木竹製品関係	四九件		七七三件

(二) 優良商工従業員の表彰

優良従業員を表彰して、働く者の職業意欲を高めると共に、一般産業の進展を阻んでいる浪費の弊風を是正する事は時節柄誠に有意義であるので、四月六日、審査会を行い、五月四日、知事(代理)、市長、基準局長等列席の上、晴れの表彰式を行つた。

尚、表彰の選に入つた十三名の勤労人は左の通りである。

所在事業場(所属名称)	職種	氏名	年令	在職年数
奈良市南京終町	北辰電機奈良工場	扱師 嘉手川軍政	六〇才	三一年
北葛城郡二上村	高垣金剛砂工場	精練工 高垣市太郎	四七才	二五年
奈良市高天町	株式会社玄林堂	製造部主任 湯村 輿	四一才	二五年
高市郡船倉村	株式会社大和商会	職長 和田憲二郎	四四才	二〇年
高市郡今井町	コクキゴム株式会社	ロール工 東 久一	四三才	二〇年
大和高田市松塚	上田ナット釦工場	面削工 速水 敏男	三三才	一八年
奈良市油阪町	日本染織工業株式会社	織布係長 寺門 滝雄	四三才	一八年
大和高田市本町	竹市印刷所	職長 河合 信一	四七才	一六年
磯城郡櫻井町	森井製麺工場	職長 亀甲音次郎	三九才	一五年

(三) その他の表彰

昭和二十八年七月並九月に於ける風水害は未曾有の災禍をもたらしたが、関西電力(株)奈良支店に於いては逸早くこれが復旧に腐心し、早急なる復興を見たことは県下産業の復興は勿論、民政安定上貢献する所洵に大なるものがあるので、当所では左の通り感謝状を贈つて、これを表彰した。

感謝状

今夏の水害及台風第十三号災害による電灯電力送電復旧に当つて事業の公益性に立脚し、全従業員一致協力、之に処し殊に奥吉野の困難なる山間復旧工事に懸命の努力を注ぎ緊急復旧の重大使命を全うし、以て諸般の災害対策実施に寄与せられたことに対し、茲に深甚なる感謝の意を表します。

昭和二十八年十一月十九日

(四) 第三回簿記会計税務等の長期講習会

前二回奈良市に於て開催した講習会を今回は今まで地理的に不便であつた南和、吉野地区方面の人々の利便を計つて次の通り大和高田市にて開講した。今次の受講生は計五十五名、最年少十五才、最年長四十三才、男女を通じて二十才代が最も多く、その職業は商工業事務員四十二名が圧倒的に多く、中堅実務員の養成に効果があつた。

会期　昭和二十八年自五月十八日至七月二十二日　二ヶ月間
会場　大和高田市立公民館
程度　新制高校程度
科目と講師　簿記と会計実務　元大阪商大教授　町野二郎先生
　奈良短期大学教授
　所得税の実際　葛城税務署　直税課長　延藤　肇氏
　法人税の取扱い方　同　法人税係長　安田　希典氏

(五) 青色申告制度の普及

当所では予而青色申告制度の周知宣傳を計つて来たが、今年度よりこの制度が簡略化されたのを機会に説明会を開催、これが普及徹底に力めた。

1、四月七日　青色申告会結成懇談会開催
2、五月十五日　奈良青色申告会を創立、以後毎月一回例会を開催している。
3、七月三日　丹波市町(現天理市)に於て、青色申告帳簿実地指導会を開催した。
4、六月十二日　青色申告説明会を奈良税務署と共催した。
5、二十九年三月二十九日　青色申告説明会を奈良税務署及奈良市と共催した

(ハ) 珠算技能の奨励

珠算技能の計算実務上必須であることはいうまでもないが、その優劣は企業経営にも関係を及ぼすので、当所ではかねゝ〳〵斯界の発展に力め、その普及向上に努力している。

尚、本年度実施した事項は左の通りである。

1、全国珠算能力検定試験施行状況

区分 / 回別	施行年月日	試験場別	一級 受験	一級 合格	二級 受験	二級 合格	三級 受験	三級 合格	合計 受験	合計 合格
二〇二九、二、七	二八、六、二八	奈良	二三	一	六三	六	二四四	一三三	三一八	一二九
		高田	一九	四	六四	六	一八五	七三	二六八	八三
		計	三二	五	一二六	一三	四二九	一九四	五八六	二一二
	一九八、一〇、四	奈良	一四	一	九〇	七	二七三	一一〇	三七九	一三八
		高田	八	一	八一	五	二五五	八五	三五三	九一
		計	二二	一七一	二	一二	五二八	二〇五	七三二	二二九
合計										

2、奈良県地方検定試験施行状況

当所と奈良県珠算協会の共催により左の通り珠算能力下級検定試験を実施した。

区分 / 回別	施行年月日	試験場別	準三級 受験者数	準三級 合格者数	四級	五級	六級	七級	八級	合計
二〇二九、二、二四	二六、六、二六	奈良	七九	六	七	九	一〇	五	三	四〇
		高田	〃 八、七	四〇	六	〇	二	六	一	一五
	二三、三、二六	奈良	〃 一〇、一〇	五四	七	八	六	四	七	三四
		高田	〃 一三、三	四九	三	三	八	一〇	六	三〇
	二九、三、三〇	奈良	二九、三、三〇	四一	七	八	四	三	一	〇
		高田	二六、三、二	六九	三	一七	一二	三八	一九	一〇三
合計			四〇七	一七三	八八八	三七九	五九八	二四八一、三八	六七六	八五六

註 六、七級は同一問題により試験を行い、点数によつて区分する。

3、奈良少年刑務所出張検定

刑務所に於ける出張検定は少年囚に対する情操教育に重大なる役割を果すものとして当局より感謝されているが、本年度奈良県珠算協会と共催にて実施した成績は次の通りである。

区分 / 回別	施行年月日	試験場別	一級 受験	一級 合格	二級 受験	二級 合格	三級 受験	三級 合格	合計 受験	合計 合格
二〇二九、二、七	二八、六、二八	奈良	九	〇	七四	七	二〇六	八三	二八九	八九
		高田	一四	二	七三	四	一七六	七六	二六四	九三
		計	二三	二	一四六	一四	三八四	一五八	五五三	一八二
	一九八、一〇、四	奈良	三五	二	三六	一〇	七三	三四	九八六	三四六
		高田	二七	二	二七	二	六八	三三	八五五	二六五
		計	六二	四	六三	三	一三四	五七	一八七一	六二
合計										

4、珠算競技大会の開催

昭和二十八年五月十七日　東京都に於ける第七回国民珠算競技大会に県代表選手六名を派遣し、内二名は種目別佳良賞を受く。

昭和二十八年五月三十一日　第三回奈良県下珠算競技大会を奈良県珠算協会と共同主催した。参加者約三百五十名、一般及学校に区分し、個人及団体競技を行い、各部優勝者には知事、県議会議長、日商並当所会頭、県市町村長会長、同議長会々長、県珠算協会長、大和タイムス社長、及び奈良日社長賞等を贈り、これを表彰した。

昭和二十八年九月二十一日　県の委嘱により地方公務員珠算競技大会を実施した。

昭和二十九年一月三十一日　奈良県中等学校珠算競技大会を後援、会頭杯を授与した。

五、観光面に関する事業

今年度に実施せる観光関係事業としては

(一) 優良観光土産品の推奨

旅の思い出を快適なものにし、旅情をそゝるものは土産品にしくものはない。当地は観光都市を標榜し乍ら観光土産品としては遺憾なものも少くないので当所では左記により土産品の審査を行い、優良品木彫神鹿、椎茸からし漬等二点の推奨を行つた。

一、主　催　当　所
一、後　援　県及奈良市
一、期　日　昭和二十八年九月二十二日
一、場　所　当所小ホール
一、審査品目　価格三〇〇円以内の工芸品及食料品其の他
一、同　基準　価格、包装、着想、品質(味覚)について採点し、各審査員の集計に依る。
一、出品方法　小賣業者を指定、該当品の出品を求める。
一、合格品　合格品には(イ)推奨状を交付　(ロ)奈良県商工会議所推奨の字句の使用を許可する。

(二) 奈良県観光と物産展の開催

昭和二十八年十月七日　札幌市に於て県物産の宣傳をかねて観光展を併設し、北海道の観光客誘致に力めた。(詳細既述)

(三) 昭和二十八年十一月十四日　大和タイムス社、女子ガイドに関する懇談会に大西次長出席し、女子ガイドの在り方につき検討す。

六、意見の表明、建議及陳情

商工業者の総意を結集し、夫々関係方面へ建議、陳情したる主なるもの

年月日	事項	宛先
二八、五、七	櫻井線電化促進の陳情	国鉄総裁その他関係機関
同　七、二	電話料値上反対の陳情　郵政大臣外関係官庁県選出国会議員	
同　七、三	電話簿改纂に関する建議	日本電話公社奈良通信部
同　七、一三	商工会議所法通過に関し県選出国会議員宛協力方の電請	県選出国会議員
同　七、二三	奈良交通ストに際し労資双方にスト回避方を要望す	奈良交通本社及同労働組合
同　八、二四	ハイヤー料金改訂の要望	奈良県旅客自動車協会
同　八、二九	関西本線奈良線復旧促進に関する陳情	
同　一一、一七	保証協会資金増加に関する要望	県知事
二九、二、一	熊野川電源開発促進に関する陳情	

七、各種調査と経済情報の蒐集及びその周知に関する事業

各種の調査と経済資料の蒐集を行うと共に企業経営上の指針に供するため、実施した事業として

(一) 機関誌「商工便り」を七月、十月、三月の三回発行、会員及び関係筋へ配布した。

(二) ニュースカードの発行

本年中九回に亘り発行、会員との連絡、周知その他に供した。

(三) 商品別賣易情報資料の蒐集

日商の要請により資料の蒐集を行つた。

(四) 奈良市小賣物價の調査

毎月定期的に物價の調査を行い、物價指數(昭和二七、四—基準)を算出參考に供している。

(五) 調整組合の實狀調査

日商の要請により県下メリヤス、靴下両組合の實狀を調査報告した。

(六) 「そろばん」に関する調査

県の委嘱により算盤の使用者別、桁数、價格等の調査を行つた。

(七) 信用、營業狀況等の調査

文書又は口頭によるもの、年間を通じ約二十数件あつた。

(八) 奈良市内景況調査

中元及び年末に於ける景氣調査を行つた。

(九) 九州水害に関する被害調査

七月中旬、被害調査を行い、同対策樹立に供した。

(十) 諸証明の発給

原産地証明十二件、その他の証明十五件。

(十一) 図書の購入、寄贈資料の整備

經営上の參考図書を備えて会員の閲覧に供するため購入したるもの及び各方面より寄贈を受けたる図書雑誌等左の通り。

1、購入図書及び新聞雑誌

法律時報、官報、時の法令、ダイヤモンド、商店界、商店經営、讀賣年鑑、時事年鑑、日本税法成大、日本法令大成、大阪朝日新聞、大阪毎日新聞、讀賣新聞、大阪新聞、産業經済新聞、日本經済新聞、大和タイムス、奈良日日、中部日本新聞、基礎經済学概論。

2、寄贈を受けた図書、月報、新聞等の主なるもの

交通新聞、国連ニュース、会議所ニュース、自由人、通産周報、北海道商報、鉄鋼連刊、日本經済復興協会、近畿地区生産需給概況、商工金融經済月報、財界観測、海外市況速報、輸出統計月報、經済人、中小企業庁だより、県下月旬刊新聞、雑誌貨物、中日貿易時報、海外取引の紹介、商況速報、シエトロ速報海外市況、雑誌經営者、鉄鋼經済新聞、日商ニュース、日經連タイムス、中小企業の金融、貿易タイムス、商品別貿易情報、町勢要覽、日本観業銀行史、諏訪の産業と観光、奈良労働基準局時報、泉大津市産業地図、観光文化の入都市、日本に迫る冷い戰争、産業の松山、世界の動き。

八、講演会、懇談会等の開催

産業經済の知識を涵養し、その視野を拡め、企業經営の指針とするため斯界の権威者を招いて講演会を開き、或は有力者を囲んで懇談会を主催又は共催したるもの左の如し。

開催期日	概要	主催者
二六、四、二	県出身在京財界人との懇談会(当所に於て) 出席者 朝日火災社長 尾上登太郎氏(吉野町出身) 三菱信託銀行頭取 池田謙蔵氏(竜門村出身) 日本油脂專務 中久保敬順氏(下市町出身) 日平産業常務 松谷庄之輔氏(国樔村出身) 日本勧業銀行常務 尾上六右衛門氏(吉野町出身) 野村証券專務 瀬川美能留氏(同) その他 大阪より関係三氏、椿本チエン社長も出席、	当所
二六、五、二〇	經済担当新聞記者との懇談会(当所にて)	当所
二六、九、一九	共同通信社渡辺經済部長の「最近のヨーロッパ事情について」の時局講演会(当所にて)	当所 共同通信社
二六、九、二五	日本經済新聞社と共催にて、次の通り經済講演会を開催(当所にて) 神戸大学平野教授「わが国企業經営の再建と近代化」 日本經済新聞社 野田市場部長「株價はどうなる」	当日 經済新聞社
二六、一〇、一	県税務、商工関係係官との懇談会(当所にて)	当所
二六、一二、五	京都大学中谷教授を聘し「中小企業經済の見透しについて」の經済講演会を開催(当所にて)	当所
二六、一、二八	県主脳部との県經済振興に関する懇談会を奈良ホテルにて開催	当所
二七、二、一三	東京經済同友会、郷司事務局長を招き「最近のドイツ事情について」の時局講演会を開催(当所にて)	当所 奈良經済同友会
二七、三、二六	県下商店街代表者を当所に招いて商工街振興策を懇談した。	当所

九、各種委員の推薦

関係行政官庁の要請により、使用者側代表として推薦を行つたもの左の如し。

(一) 奈良労働基準局、二十八年度労働者災害補償審査会委員並に労働者災害補償保険審査会委員として次の二氏を推薦した。

前山厚織工業(株) 社長 前山誠逸氏
杉垣木材(株) 社長 杉垣新太郎氏

(二) 二十八年度県地方労働委員として次の各氏を推薦した。

北辰電機製作所 奈良工場長 杉本甚七氏
ボール工作所主 秋山豊孝氏
奈良綿業(株) 社長 中村絹次郎氏
大日本紡高田工場長 伊藤槐三氏

一〇、連絡会議

共通の問題につき協議、研究等のため、他府県商工会議所、その他の團体との連絡会議には、次の通り夫々関係者が出席した。

(一) 会議所関係

年月日	場所	会議の内容	出席者
二六、五、一	和歌山	近畿商工会議所連合会(以下商連)常任理事会	中村常務
同 四、三	大阪	珠算近畿ブロック会議	吉崎副主事
同 六、二七	京都	近畿商連常任理事会	中村常務
同 七、五	大阪	同 第十二回総会	吉川会頭
同 八、七	大津	同 常任理事会	前山副会頭 中村常務
同 九、八	京都	総務関係事務担任者会議	杉本副会頭
同 九、一六	東京	日本商工会議所主催「商工会議所法說明会」	中村常務
同 一〇、一四	大阪	近商連「新商工会議所法說明会」	大西参事 京極主事
同 一一、二	京都	近商運珠算近畿ブロック会議	吉崎副主事
同 一二、八	琴平	同 常任理事会	中村常務
元、一、二〇	大阪	同 調査事務担当者会議	吉崎副主事
同 三、七	同	同 總務関係事務担当者会議	京極主事

(二) 奈良県商工協議会関係

二六、四、一四	当所	同 常任理事会	中村常務 大西次長 笠原主事
同 一〇、三	同	同 右	中村常務 大西次長 京極主事

(三) 其の他各種團体関係

二六、四、二七	当所	国際文化会館資金委員会県支部結成会	越智会頭 中村常務 笠原主事
同 五、三	県商工館・意匠図案展示会打合せ会		大西次長
同 七、三	当所	全国輸出貝釦工業協同組合総会	同
同 七、二	県庁	県主催商業振興懇談会	吉川会頭 中村常務
同 八、四	当所	国際文化会館資金委員会県支部理事会	中村常務 笠原主事
同 八、一〇	同	県主催水害復旧金融対策緊急会議	和田副主事
同 九、元	大阪	中小企業金融公庫その他の法案說明会	大西次長
同 一〇、八	奈良測候所	防災氣象連絡会	京極主事
同 一〇、三	岡山	中小企業庁主催西日本商業診断員請習会	和井田副主事
同 一一、五	県事業連	県主催、電力需給調整規則改正に関する懇談会	京極主事
同 一一、一四	大和タイムス	女子ガイドに関する懇談会	大西次長
同 一一、一七	関電分室	県主催、中小織物工場電力管理診断実施打合せ会	吉崎副主事
元、三、三	東和醸造	経済記者クラブ、東和醸造見学会	同
同 三、三〇		布施商工会議所に於ける事務打合せ会	中村常務 京極主事

(以下次号)

有利な貯蓄◎中小企業の専門金融

和歌山相互銀行橿原支店　電話（橿原）五一五番　近鉄橿原神宮駅前
和歌山相互銀行奈良出張所　奈良市油留木町五五八番　電話四五六番
太道相互銀行奈良支店　奈良市三条町　電話（二〇五）・六一〇・六一〇番
太道相互銀行吉野支店　吉野郡下市町　電話（下市）五二五番
太道相互銀行櫻井支店　櫻井町　電話（櫻井）四八・一八四番　駅前
太道相互銀行天理支店　天理市丹波市町　電話（天理市）二八六番
太道相互銀行大宇陀支店　宇陀郡大宇陀町　電話（大宇陀）一五二番
第三相互銀行奈良支店　奈良市井上町六六番　電話二一六番
第三相互銀行櫻井支店　櫻井町駅前通　電話（櫻井）三七〇番
幸福相互銀行奈良支店　奈良市上三条町　電話二四一六番
三栄相互銀行　奈良市下三条町　電話（二〇五）・六一〇・六一〇番
三栄相互銀行高田支店　大和高田市本郷二丁目　電話三五〇の乙番
三栄相互銀行吉野支店　吉野郡下市町千石橋南詰　電話（下市）二七五の乙番
三栄相互銀行櫻井支店　櫻井町櫻井駅前通　電話（櫻井）三七〇番
三栄相互銀行天理市支店　天理市川原城町　電話（天理市）四五八番呼
近畿相互銀行奈良支店　奈良市下三条町　電話四六五一・四六五二番
近畿相互銀行高田支店　大和高田市本町二丁目　電話一三六・一九七・六七五番
近畿相互銀行吉野支店　吉野郡下市町下市　電話（下市）二一八番
昭和産業相互銀行奈良支店　奈良市角振町　電話四五六九番
昭和産業相互銀行吉野支店　吉野郡大淀町下渕　電話（下市）六七番
昭和産業相互銀行櫻井支店　櫻井町大西町　電話（櫻井）六・五〇六番

安全な上にも安全に

しかもよりよい成績をと今年から一歩前進した
「野村の投資信託」に御期待下さい

國際収支に朗色

	輸出実績 百万ドル	特需契約 百万ドル
25年平均	68	32
26年〃	112	30
27年〃	106	24
28年〃	106	37
29年1-3月均	114	14
4月	127	14
5月	126	30
6月	123	54
7月	141	93

株價の安い今が絶好のチャンス……
こんな時は專門家任せが
一番氣樂で有利です
いつでも申込めます

奈良市近鉄駅前
電六四五一―四

野村證券

商工業者はこぞつて

商工會議所へ!!!

皆様の利益を擁護するために……

○商工会議所が生れかわりました。

労働者や農民には、自分の利益を守るために、法律上は勿論、実質的にも、団結力をもつて政治を動かしています。

商工業者には（殊に中小企業者に到つては）それがありません、同業者だけの組合はあつても、その規模は小さいものです。

そこで新らしい商工会議所法が出来まして、商工業者の団結を呼び掛けています。

当会議所に於きましても去る四月から、この特別法による特殊法人として新発足し受入れ態勢を整へました。

○今こそ商工業者団結の時期であります。

デフレの嵐は押しせまつています。
あなたの金融は、うまくいつていますか。
税金に御不満はありませんか。
お取引は円滑にいつていますか。
政府や其の他の行政面に、もつとこうして貰いたいと考へていることありませんか。
一人でこれらの不満を憤慨していてもどうにもなりません。
長いものには巻かれよと諦めている時代ではありません。
会議所の会員となつて、企業経営上必要な凡ゆる事柄につき会議所を利用せられると共に、正しい主張を、どしどし出して、強力な団結の力でお互の利益を守ろうではありませんか。
会議所ではこれらに応じる、いろいろな機構や制度が作られています。
先づ会員になつて、会議所とつながりをもつことです。

新制度の内容や、其他詳しいことは左記へ御問合せ下さい。
御通知下されば係員差向けます。

奈良市東向中町（近鉄奈良駅前）
奈良縣商工會議所
電話奈良代表六〇七五番

◎編…集…後…記

サア〳〵お立会!!人間には四百四病の病がござる、これを治すには先ず医者の診断を受ける。

工場、事業場や商店にも、いろ〳〵な病がある。生産過剰や、仕入の過大から起る滞貨病。勘定合つて銭たらずという回収不能から来る資揃過大症。金融不順が原因の金詰病。自己資本の割合に借入金の多い爲に罹りやすい水腫性肥大症。その他、年中税金に追われている税性精神分裂症など〳〵。

さてこれらの病氣を治すにも先ず医者の診断を受け、適当な治療をせねばなりません!!サア〳〵お立会……このお医者さんが県庁の商工課に御座らつしやるのを御存知かねーお立会!!

本号にはこの道のベテラン守谷先生の、玉稿を得て、誌上を飾らして頂きました。

どうも身体の具合、ジャナイ、経営の具合が、悪いとの自覚症状のある御人は、守谷先生の診断を受けることです、診察料はロハです。ーガマの油も長く効くけれど、このお医者さんも仲々診立てはよろしいぞな!!お立会!!!　K生

昭和二十九年九月二十日印刷
昭和二十九年九月二十五日発行

奈良市東向中町六
編集兼発行人　中村貞三

奈良市橋本町三六
印刷人　乾太郎

奈良市橋本町三六
印刷所　奈良明新社

奈良市東向中町六
発行所　奈良県商工会議所
電話奈良代表六〇七五

定価一部　五十円（送料共）

メリヤス・布帛製品
タオル製造販賣

戸口纖維工業株式會社

取締役社長　戸口健次郎

本社工場　奈良県大和郡山市高田
電話大和郡山（二一一番／二九六〇〇番）

繊布工場　奈良県大和郡山市南郡山
電話　郡山八一一番

分工場　奈良県大和郡山市南郡山
電話　郡山九三番

日本染織工業株式會社

取締役社長　越智岩太郎

営業種目　輸出・内需綿・スフ・麻織物並に蚊帳地の製造販賣・晒、シルケット、染色、樹脂加工並に蚊帳地染色仕上、縫製加工

本社工場　奈良市油阪町一〇五　電話奈良　四六七一／四六七二／四六七三

商事部　京都市中京区蛸薬師通東洞院東入ル　電話本局　九七九／一九〇四

西大寺工場　奈良県生駒郡伏見町西大寺　電話西大寺　三八

川上工場　奈良市川上町三六七　電話奈良　三二一二

岸和田工場　岸和田市上町七七七　電話岸和田　二三一

営業種目　煙草苗床用特殊加工苗育布／煙草苗床用苗育布／寒冷紗其他各種綿布　製造販賣

和洋織物株式會社

取締役社長　廣田義雄

大和高田市三倉堂七八八
電話高田（一七四番／一七五番）

蚊帳、繃帯、ガーゼ
其他薄織物一般　製造輸出

吉川産業株式會社

本社　大阪市東区北久太郎町一ノ一八
電話船場（一六〇三―四／二三八七―八）番

工場　奈良市肘塚町一三八番地
電話奈良六、〇九五・六、〇九六番

奈良市南京終町二五
各種合成樹脂成型加工業
電話奈良六四七一―三番

積水化學工業株式會社　奈良工場

取締役工場長　松尾潤二

本社　大阪市北区宗是町一（大阪ビル五階）（三四〇五―六番／三三五五―七番）
電話　土佐堀

トラックの御用命
お荷物の運送は　通　へ

奈良市油阪町（国鉄奈良駅前）

日本通運株式會社奈良支店

支店長　大谷武治

電話奈良（自四七六一番／至四七六五番）（代表）

サービスは我社のモットー

鐵鋼
金物

ひのり商店

株式会社

本店　奈良市今小路町　電話奈良二一二七番

出張所　近鉄油坂駅前　電話奈良二八七六番

ボールト、ナット製作　ひのり商店鐵工部

奈良縣銀行協會

日本勧業銀行奈良支店
南都銀行
三和銀行奈良支店
協和銀行奈良支店
紀陽銀行五条支店
住友銀行奈良支店

外観・機構の一新した
新トヨダトラック・トヨペット
純正部品と附属品・ヨコハマタイヤー
各種自動車の修理と更生

奈良トヨタ自動車株式會社

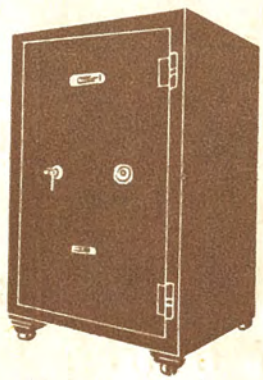
本社　奈良市杉ケ町三〇（国道筋）
電話奈良自四九〇一番至四九〇三番

高田出張所　大和高田市大道二丁目
電話高田七九七番

関西電力株式會社
奈良支店

支店長　福村幹男
電話奈良自四九三一番至四九三六番

高級美術印刷









奈良県官報販売所・衡器製作所
奈良市橋本町
奈良明新社
電話 2246・6236・6237・6238番
振替口座 東京4017・大阪91807番